

第五次広野町町勢振興計画 基本計画

平成 28 年 3 月

福島県広野町

目次

総論

1. 基本計画の概要	1
1-1 基本計画の位置づけ	1
1-2 基本計画の期間.....	1
1-3 関連計画	2
1-4 施策の体系.....	3

分野別計画

1. 安心して暮らし続けられるまち	9
1-1 町民の健康を守る放射線対策など原子力災害対策の推進	9
1-2 地域で共に助け合う災害に強いまちづくりの推進	12
1-3 身近な犯罪の防止、不安の解消による安全・安心のまちづくりの推進.....	15
2. 子どもたちを安心して育てることのできるまち	17
2-1 みんなで見守る子どもがのびのびと育つまち	17
2-2 子どもたちの個性を伸ばし、たくましく生きる力と豊かな人間性を育むまち	20
3. だれもが明るくいきいきと暮らせるまち	25
3-1 互いに支えあい、安心して暮らせるまち	25
3-2 心身共に健康で、笑顔で生活のできるまち.....	30
3-3 広野町ならではの文化・芸術活動など生涯にわたり学ぶことのできるまち.....	33
4. 双葉郡復興の拠点となる環境と共生した利便性の高いまち	38
4-1 安全・安心して快適に利用できる都市環境の整ったまち	38
4-2 利便性が高く、良好な生活環境の整ったまち	42
4-3 安全・安心に移動できる交通利便性の高いまち.....	44
4-4 豊かな自然や身近な緑と共に生きるまち	47
5. 社会の要請に応え活気と活力のあるまち	49
5-1 社会の要請に応え、地域の特色が光るにぎわいのあるまち.....	49
5-2 訪れたいくなる、住み続けたいくなる、愛着と誇りのあるまち.....	57
6. 顔の見えるネットワークやコミュニティがいきいきとしたまち	61
6-1 お互いが支えあう地域コミュニティがいきいきとしたまち.....	61
6-2 すべての町民が輝くまち	63

計画の推進

1. 町民が主役で自ら参画するまちづくり	67
1-1 取組の考え方	67
1-2 主な取組	67
2. 新たな行政課題に対応できる役場づくり	68
2-1 取組の考え方	68
2-2 主な取組	68
3. 計画的な行政の推進	70
3-1 取組の考え方	70
3-2 主な取組	70

資料編

総論

1. 基本計画の概要

1-1 基本計画の位置づけ

本町は、東日本大震災及び原子力災害からの双葉郡復興の先駆けとして、大きな期待と注目のもと復興への新たな一步を踏み出しました。着実な復興を確実にするとともに、この機会を町全体の活力と町民生活の質の向上につなげていく必要があります。

こうしたことから、町民とともに町の将来像を定める「第五次広野町町勢振興計画 基本構想」を定め、まちの将来像を「子どもの歓声とともに 新たな時代を拓くまちー広野」としました。

本基本計画は、この将来像の実現に向けて、分野ごとに現状や課題を明らかにするとともに、基本的な施策を体系的に示すものです。

また、これまで実施計画として庁内で検討していたものについても、その主な内容を基本計画事業として示し、各施策分野における主要な事業の内容及び規模の概要を基本計画において一体的に表すこととし、各施策における現状と課題を踏まえた基本的取組に加え、主要な事業の実施により、本基本計画の実効性を確保するものとしました。

1-2 基本計画の期間

本基本計画の計画期間は、第五次広野町町勢振興計画 基本構想の期間 10 年間のうち、平成 28 (2016) 年度から平成 29 (2017) 年度までを計画期間とする前期基本計画の 2 年間とします。基本計画については、広野町復興計画 (第二次) との連動性を考慮し、中期基本計画 4 年、後期基本計画 4 年とします。

【計画の期間】

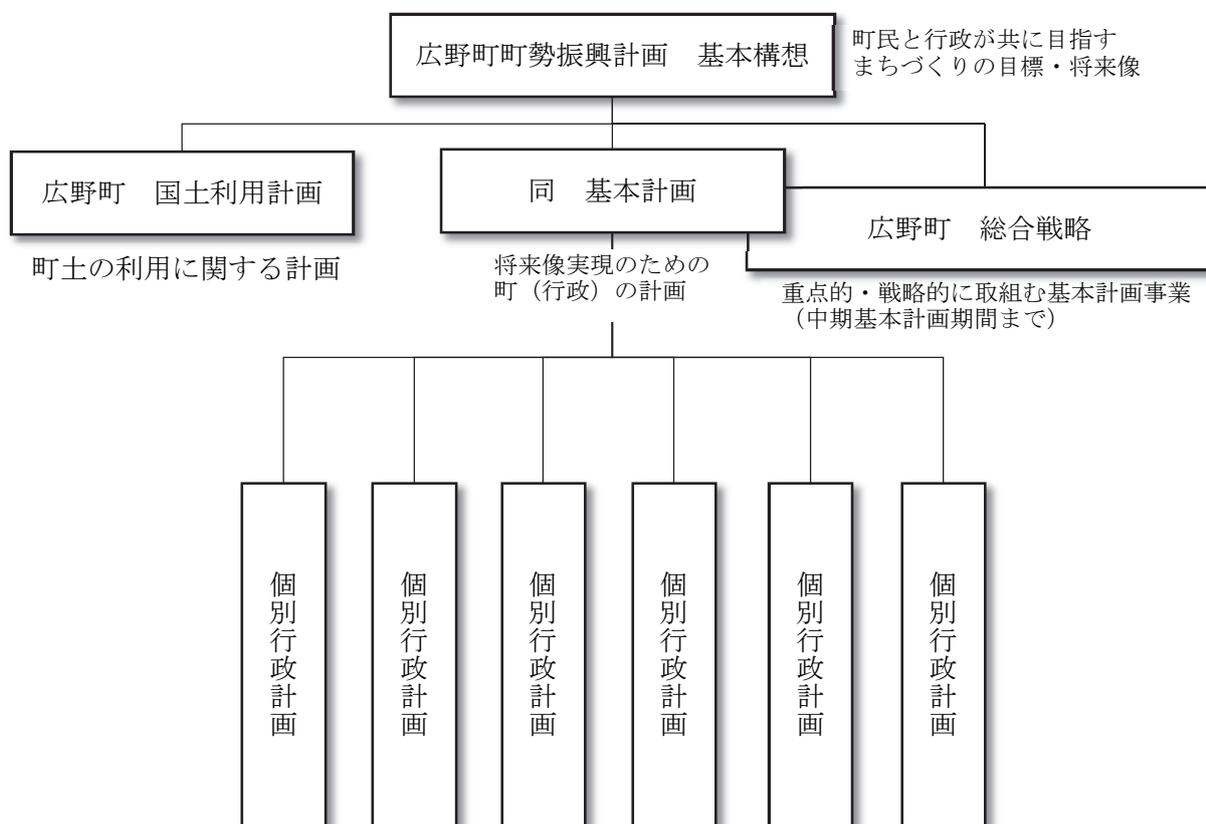


※広野町復興計画 (第二次) の前期復興期は平成 29 年度、後期復興期は平成 33 年度を目標年次としており、新たな町勢振興計画の前期基本計画、中期基本計画とそれぞれ整合する。

1-3 関連計画

本基本計画は、「広野町町勢振興計画 基本構想」の実現に向けて、町（行政）が取組む施策・事業を示すものです。また、本基本計画と同時に検討・策定する「広野町国土利用計画」は、国・県が策定する「国土利用計画」を踏まえ、「広野町町勢振興計画 基本構想」に基づき策定される町土の利用のあり方を示すものです。さらに、「広野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、前期基本計画（本基本計画・平成28～29年度）と中期基本計画（平成30～33年度）の途中までの5年間に、基本計画を踏まえながら、特に重点的・戦略的に実施する事業・施策を取り上げたものです。

【関連計画】



1-4 施策の体系

1. 安心して暮らし続けられるまち

1-1 町民の健康を守る放射線対策など原子力災害対策の推進

施策 1	放射線対策の推進
------	----------

施策 2	健康不安を軽減する相談などの充実
------	------------------

1-2 地域で共に助け合う災害に強いまちづくりの推進

施策 1	災害予防の推進
------	---------

施策 2	防災情報通信網の整備
------	------------

1-3 身近な犯罪の防止、不安の解消による安全・安心のまちづくりの推進

施策 1	地域共生・安全・安心のまちづくり
------	------------------

2. 子どもたちを安心して育てることのできるまち

2-1 みんなで見守る子どもがのびのびと育つまち

施策 1	子ども・子育て支援の充実
------	--------------

2-2 子どもたちの個性を伸ばし、たくましく生きる力と豊かな人間性を育むまち

施策 1	教育の充実
------	-------

施策 2	豊かな心と健やかな体を育む機会の充実
------	--------------------

3. だれもが明るくいきいきと暮らせるまち

3-1 互いに支えあい、安心して暮らせるまち

施策1	地域福祉の拡充
施策2	高齢者福祉の充実
施策3	障がい者福祉の拡充

3-2 心身共に健康で、笑顔で生活のできるまち

施策1	健康づくりの推進
施策2	医療提供体制の整備

3-3 広野町ならではの文化・芸術活動など生涯にわたり学ぶことのできるまち

施策1	生涯学習の推進
施策2	スポーツの振興

4. 双葉郡復興の拠点となる環境と共生した利便性の高いまち

4-1 安全・安心して快適に利用できる都市環境の整ったまち

施策1	J R広野駅周辺の整備
施策2	被災住宅の再建支援

4-2 利便性が高く、良好な生活環境の整ったまち

施策1	商業・生活関連サービス機能の立地促進
-----	--------------------

4-3 安全・安心に移動できる交通利便性の高いまち

施策1	道路交通ネットワークの整備
-----	---------------

4-4 豊かな自然や身近な緑と共に生きるまち

施策1	自然との共生
-----	--------

5. 社会の要請に応え活気と活力のあるまち

5-1 社会の要請に応え、地域の特色が光るにぎわいのあるまち

施策1	産業団地の整備
施策2	工業の振興
施策3	農業の振興
施策4	商業・サービス業の振興

5-2 訪れたいくなる、住み続けたいくなる、愛着と誇りのあるまち

施策1	交流機会の充実
施策2	情報通信基盤の整備

6. 顔の見えるネットワークやコミュニティがいきいきとしたまち

6-1 お互いが支えあう地域コミュニティがいきいきとしたまち

施策1	地域コミュニティの再生
-----	-------------

6-2 すべての町民が輝くまち

施策1	地域共生のまちづくり
-----	------------

分野別計画

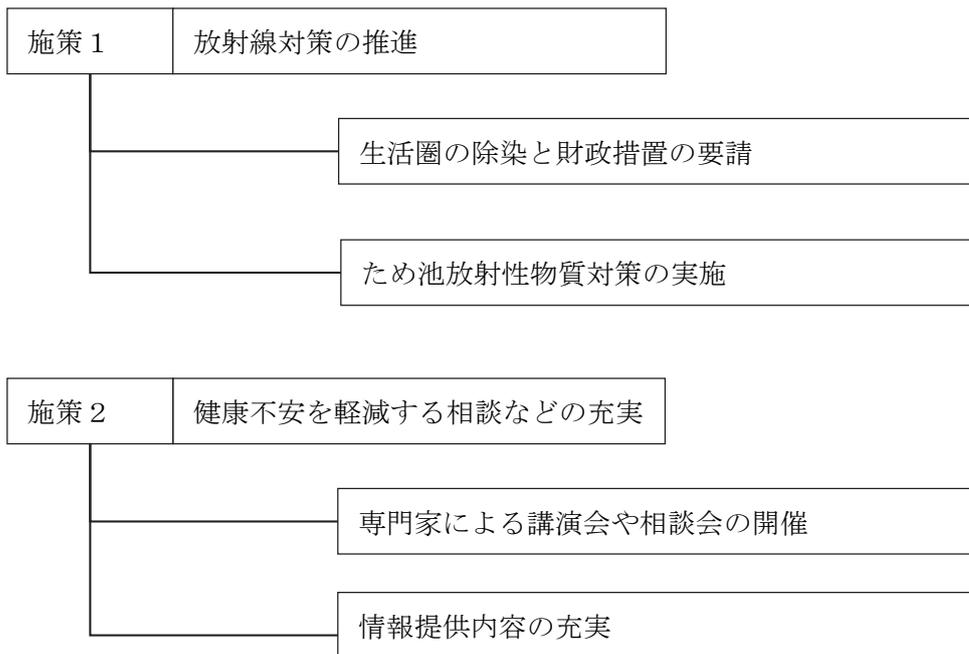
1. 安心して暮らし続けられるまち

1-1 町民の健康を守る放射線対策など原子力災害対策の推進

【施策の基本的取組の方向】

- 町民が安心して暮らし続けるためには、徹底した除染とその結果に対する情報提供が的確になされることが重要です。今後は、不特定多数が利用する施設や新しく生活基盤を整備した住宅地周辺の除染の必要性が想定されることから除染計画の改定について、国などへの要請を図っていきます。
- 産業振興とも連携し、農業水利施設でもあるため池については、汚染濃度に基づき、国、県など、関係機関と連携し放射性物質対策を行うとともに、風評被害を払拭します。
- 町民の健康や放射線に対する不安の軽減を図るため、わかりやすい情報提供に努めます。

【基本的取組の体系】



【基本的取組の内容】

施策 1 放射線対策の推進

(現状と課題)

- 町民の生活圏の大部分については、除染が完了していますが、公園や新たに建てられている住宅、これまでの手法では放射線量の低減が図れない箇所（ホットスポット）など、除染を進めていく必要があり、除染の実施や財政措置について国などと協議が必要となっています。
- ため池については、放射性物質の影響によって、利水管理が困難な状態が続いており、放射性汚染物質の流出による下流域・農地への汚染拡散が懸念されています。このため、ため池の農業水利施設としての機能を保全・回復し、汚染土砂の除去を実施することが必要となっています。

(町民の評価) ※平成 26 年度実施 町民意向調査結果より

項目	満足指数 (%)	評価指数 (%)
住宅地・農地の除染	9.0	41.6
山林の除染	5.0	34.5

※満足指数：アンケート回答より「満足」＋「やや満足」の割合
 評価指数： " 「満足」＋「やや満足」＋「普通」の割合

(基本計画事業)

事業 No	1				
事業名	除染対策事業	区分	継続	担当課	放射線対策課
事業の概要	宅地、農地、空き地、道路、森林（生活圏）、公共施設の除染を行う。また、ガイドラインで示す方法では放射線量の低減が図れない箇所（ホットスポット）の除染に向けて、新たな手法や財政措置を国に対して要請する。				
年度別計画	28 年度	(継続)			
	29 年度	(継続)			

事業 No	2				
事業名	農業水利施設等保全再生事業（農山村地域復興基盤総合整備事業）	区分	継続	担当課	放射線対策課
事業の概要	ため池内の底質の汚染濃度分布を把握するための詳細調査を行い、調査結果に基づき、汚染濃度が高いため池について汚染拡散防止対策（底質の固化、被覆、除去など）を実施する。				
年度別計画	28 年度	(継続)			
	29 年度	(継続)			

【基本的取組の内容】

施策2 健康不安を軽減する相談などの充実

(現状と課題)

- 仮設集会所などにおいて専門家による健康不安に対する健康相談会や講演会を実施してきましたが、大勢が集まる場所では相談しにくい状況があります。少人数での相談会や他の会合などと併せて開催するなど町民が参加しやすい環境整備を行うなどの工夫が必要となっています。
- 放射線健康対策委員会と連携し、放射線などに関する情報をわかりやすく伝えるとともに、町民が理解できるよう信頼のおける情報発信の方法や内容の充実を行うことが求められています。

(町民の評価) ※平成26年度実施 町民意向調査結果より

項目	満足指数 (%)	評価指数 (%)
放射線に関する健康管理の実施	7.6	54.4

※満足指数：アンケート回答より「満足」＋「やや満足」の割合

評価指数： " 「満足」＋「やや満足」＋「普通」の割合

(基本計画事業)

事業 No	1				
事業名	放射線健康不安等相談事業	区分	継続	担当課	町民保健課・放射線対策課
事業の概要	放射線有識者による仮設住宅への訪問や町民向けの講演会、意見交換会などを実施する。				
年度別計画	28年度	(継続)			
	29年度	(継続)			

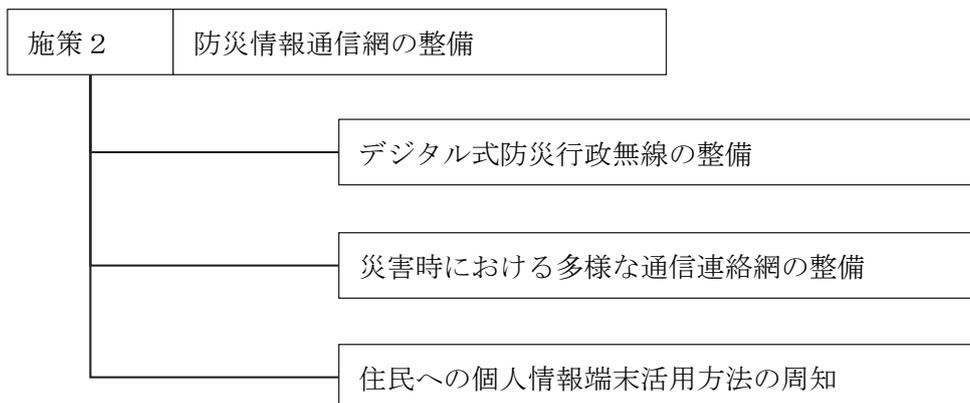
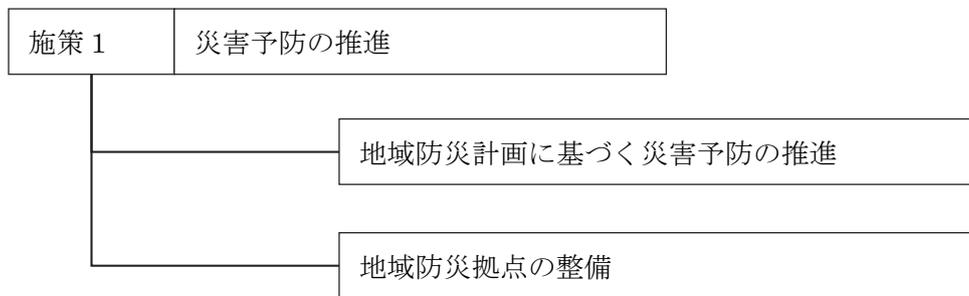
1. 安心して暮らし続けられるまち

1-2 地域で共に助け合う災害に強いまちづくりの推進

【施策の基本的取組の方向】

- 被害の軽減を図るため、平常時から地域防災力の醸成に努めます。
- 災害発生時に早急に住民へ支援物資を配布するため、支援物資の備蓄や支援先からの受け入れ機能を持つ防災備蓄倉庫を整備します。
- 災害時に災害情報システムが十分機能するよう、防災情報通信網の整備に努めます。

【基本的取組の体系】



【基本的取組の内容】

施策 1 災害予防の推進

(現状と課題)

- 地域の防災力を高めるためには、日頃からの取組みが重要です。防災訓練はもとより地域防災計画が実際に機能するかどうか、また職員が地域防災計画を理解し、災害時に迅速な行動をとることができるかなど、常にチェックを行うことが重要です。
- 東日本大震災及び原子力災害の教訓を活かし、災害時の支援物資などの受入施設となる防災備蓄倉庫の整備及び広域避難の拠点となる防災拠点の整備が必要となっています。

(基本計画事業)

事業 No	1				
事業名	地域防災訓練の実施	区分	継続	担当課	環境防災課
事業の概要	大津波や原子力災害といった大規模災害を想定し、広域的避難までを視野にいたした避難訓練を実施する。既存の通信連絡訓練に加え、住民参加による避難訓練を実施する。				
年度別計画	28年度	津波防災訓練			
	29年度	原子力災害避難訓練			

事業 No	2				
事業名	防災備蓄倉庫整備事業	区分	新規	担当課	環境防災課
事業の概要	災害発生時に住民への早急な水・食料などの支援を円滑に行うため、災害時の支援物資の備蓄や支援物資の受け入れの際の一時保管場所となる防災備蓄倉庫を整備する。				
年度別計画	28年度	防災備蓄倉庫の整備、災害時備蓄品の購入			
	29年度	災害時備蓄品の購入			

【基本的取組の内容】

施策2 防災情報通信網の整備

(現状と課題)

- 防災行政無線については、町内各所の屋外子局と各戸の個別受信機のデジタル化が未整備となっています。したがって、被災時の通話秘話性の確保や画像、映像などのデータ転送など、防災通信を高度化するためにも、デジタル式防災行政無線の導入を促進する必要があります。また、災害時には停電の発生も考えられるため、電源確保のための非常用電源設備の整備も求められています。
- 災害時の情報伝達手段として、インターネットの活用のほか、携帯電話による緊急速報メールなどの臨時的通信機器の確保など、災害時における多様な通信連絡網の拡充が必要です。
- 消防庁が運用する J - A L E R T (全国瞬時警報システム) の情報から自動的に防災行政無線や各種端末に防災(災害)情報を住民に提供するシステムの構築を促進するとともに、デジタル放送や携帯端末などを活用した防災情報の提供体制の構築に努めます。

(基本計画事業)

事業 No	1				
事業名	防災行政無線施設整備事業 (屋外子局)	区分	継続	担当課	環境防災課
事業の概要	町内の屋外子局と個別受信機の未整備箇所について、屋外子局のデジタル化整備を行う。 (33カ所)				
年度別計画	28年度	(継続)			
	29年度	(継続)			

事業 No	2				
事業名	防災行政無線個別受信機整備事業	区分	新規	担当課	環境防災課
事業の概要	町内の屋外子局と個別受信機の未整備箇所について、個別受信機のデジタル化と難受信世帯外部アンテナ設置を行う。				
年度別計画	28年度	個別受信機のデジタル化整備 (2,500台)、難受信世帯外部アンテナ設置 (100カ所) の整備			
	29年度	(継続)			

事業 No	3				
事業名	J - A L E R T 等自動配信システムの構築	区分	新規	担当課	環境防災課
事業の概要	J - A L E R T (全国瞬時警報システム) の情報を自動的に防災行政無線や各種端末を通じて住民に提供するシステムを整備する。				
年度別計画	28年度	システムの運用			
	29年度	(継続)			

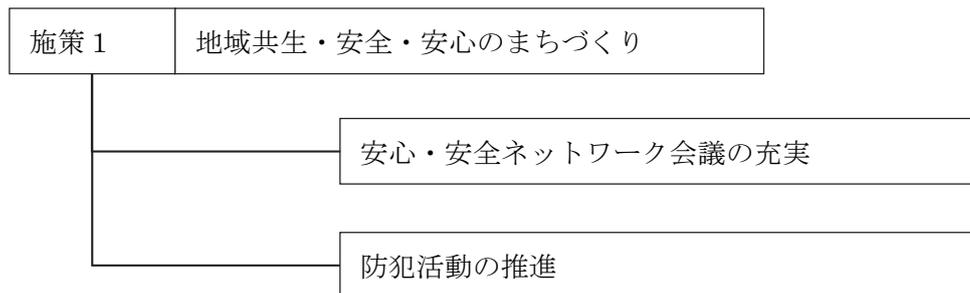
1. 安心して暮らし続けられるまち

1-3 身近な犯罪の防止、不安の解消による安全・安心のまちづくりの推進

【施策の基本的取組の方向】

- 町内の立地企業、復興・除染関連企業、警察署との間で設置された「安心・安全ネットワーク会議」を通じて情報共有を図るとともに、作業員などの交通安全、生活マナーなどの向上を図ります。
- 全国から集まっている作業員などが本町に愛着を感じ、一時的であっても広野住民としての誇りを持ってもらえるよう地域共生のまちづくりを進めます。
- 町内パトロールや見守りカメラ、防犯灯の整備などを行い、犯罪防止に努めます。

【基本的取組の体系】



【基本的取組の内容】

施策1 地域共生・安全・安心のまちづくり

(現状と課題)

- 除染などの作業員宿舎や事業所が乱立しているうえ、作業員の中には短期間で入れ替わる場合も多いことから、事業所で把握しきれていない実態が伺え、町民の不安要素の一つとなっています。また、一部には交通マナーや生活マナーを守らない人もいます。
- 現状のままでは、町民の不安感を拭い去ることはできず、作業員などとの心の溝も深まる一方となっています。作業員などが本町に対して、第二、第三の故郷としての愛着を持つことができれば、自然に生活のルールやマナーを守る人が増えていくものと考えます。地域社会の形成に向け、「安心・安全ネットワーク会議」を通じて、関係企業や機関に要請を行うとともに、お互いの共生を目指した社会づくり及び計画づくりが求められています。
- 防犯灯や見守りカメラの設置については、既存の防犯灯のLED化が町内 503 基で実施され、見守りカメラについては、町内の小学校、中学校、高校の通学路を中心に 25 ヲ所の整備が完了しています。今後は、町民の要望や帰町状況などを踏まえながら、防犯灯や見守りカメラの新規設置が必要な個所がないかを検討する必要があります。

(町民の評価) ※平成 26 年度実施 町民意向調査結果より

項目	満足指数 (%)	評価指数 (%)
地域での防犯活動	13.5	59.2

※満足指数：アンケート回答より「満足」＋「やや満足」の割合

評価指数： 「満足」＋「やや満足」＋「普通」の割合

(基本計画事業)

事業 No	1				
事業名	安心・安全ネットワーク会議の開催	区分	継続	担当課	環境防災課
事業の概要	町、地元企業、震災復興・除染対策関連事業者による情報共有及び意見交換を行う場として「安心・安全ネットワーク会議」を定期的で開催し、町内での防犯対策に係る活動の啓発、交通ルールや生活ルールなどのマナー向上を図る。 会議の定例化（年4回）とともに、広野駅前などでの交通ルールマナー向上のための立哨活動（月1回）やごみ問題（不法投棄、ポイ捨て、事業系ゴミ）に対する防止周知や紹介協力要請を行う。また、町の防災訓練などへの参加、協力要請を行う。				
年度別計画	28年度	（継続）			
	29年度	（継続）			

事業 No	2				
事業名	防犯灯・見守りカメラの整備	区分	継続	担当課	環境防災課
事業の概要	防犯灯の新規設置に関し、計画的な設置を行うとともに、見守りカメラなどの必要な個所などの点検を行い、充実を図る。				
年度別計画	28年度	（継続）			
	29年度	（継続）			

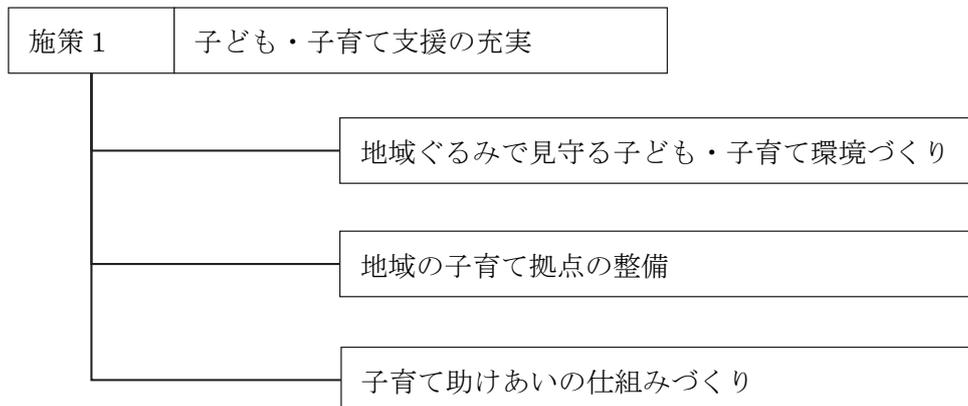
2. 子どもたちを安心して育てることのできるまち

2-1 みんなで見守る子どもがのびのびと育つまち

【施策の基本的取組の方向】

- 若い世代が安心して、出産や子育てができるよう、地域ぐるみで見守る子育て環境の整備に努めます。
- 子育てに際して、不安や問題の解消を図るための情報提供やアドバイスをワンストップで受け付けることのできる体制の整備を図ります。
- 子育ての段階に応じた支援を相乗的に受けることのできる体制の整備を図ります。

【基本的取組の体系】



【基本的取組の内容】

施策1 子ども・子育て支援の充実

(現状と課題)

- 本町では、震災以前より子ども・子育て支援には手厚い施策をとってきましたが、震災後は支援スタッフの減少により、一時保育など十分な対応が取れない状況が続いています。
- 本町は、保育所をはじめ、児童館、幼稚園など多様な施設が充実しており、それぞれがサービスを提供していますが、利用者の利便性向上のためには、それらを縦断的に繋ぐサービスの充実が求められています。
- 本町が一丸となって子ども・子育て支援の充実を目指す姿勢を示すとともに、町民同士、地域ぐるみでの子ども・子育て支援の環境づくりに向けて方針、体制の確立が求められています。
- 特に、若い世代の帰町が進んでおらず、同じ悩みや問題を抱える母親同士のネットワークなどが希薄であることが懸念されます。お互いが悩みを相談しあえる場や、ベビー用品などのリユースを行うなどの助け合いの仕組みが求められています。

(町民の評価) ※平成26年度実施 町民意向調査結果より

項目	満足指数 (%)	評価指数 (%)
子育て支援や環境の整備	5.5	54.4

※満足指数：アンケート回答より「満足」＋「やや満足」の割合

評価指数： " 「満足」＋「やや満足」＋「普通」の割合

(基本計画事業)

事業No	1
事業名	出産祝金等支給事業 区分 継続 担当課 福祉介護課
事業の概要	少子化対策として、次代を担う子どもの出産を祝い、健やかな成長を願って出生時に祝金の支給を行う。
年度別計画	28年度 (継続)
	29年度 (継続)

事業No	2
事業名	地域子育て支援拠点事業 区分 継続 担当課 福祉介護課・保育所
事業の概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。
年度別計画	28年度 (継続)
	29年度 (継続)

事業 No	3				
事業名	一時保育事業	区分	継続	担当課	福祉介護課・保育所
事業の概要	保護者の疾病などによる緊急的な保育並びに育児に伴う保護者の心理的、肉体的な負担の軽減を図るため、保育所の機能を利用して、一時的な保育を実施する。				
年度別計画	28年度	(継続)			
	29年度	(継続)			

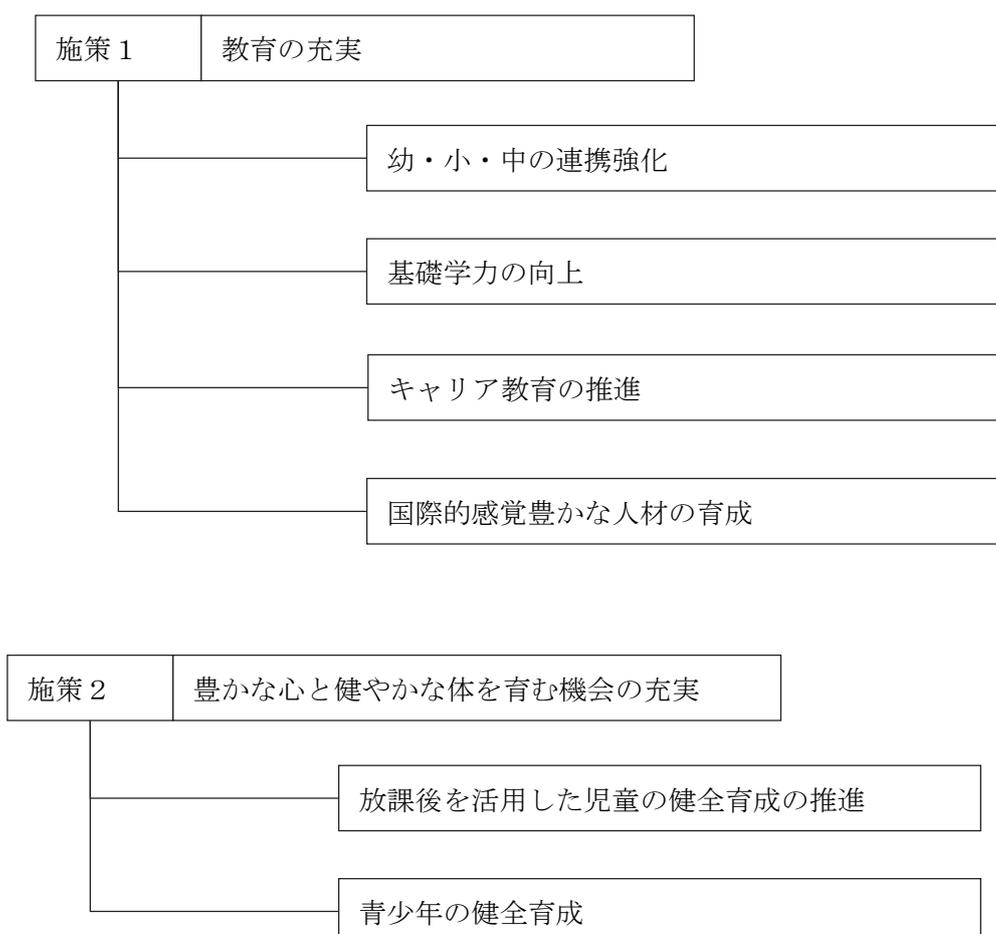
2. 子どもたちを安心して育てることのできるまち

2-2 子どもたちの個性を伸ばし、たくましく生きる力と豊かな人間性を育むまち

【施策の基本的取組の方向】

- 教師・保護者・地域が子どもの健全な成長への「願い」を共有し、共通理解のもと、指導の連続性や校種間の円滑な接続を図る幼・小・中の連携強化を図ります。
- 学校・家庭・地域が一体となって、豊かな学びの環境を創造する横の連携強化を図ります。
- 子どもの発達を見通し、多様な機会を創出・活用して、体系的にバランス良く「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育むとともに、国際的感覚の豊かな人材を育成します。
- 最先端の科学技術や国際的な施設が立地する地域特性を活かし、子どもたちの科学への探求心を育む教育環境の整備に努めます。

【基本的取組の体系】



【基本的取組の内容】

施策 1 教育の充実

(現状と課題)

- 幼・小・中の連携については、平成 25 年度から月 1 回のペースで「校長会」を開催しており、教育委員会及び小中学校、幼稚園間で話し合う場を設け、情報交換、情報共有を図ってきました。今後も一層の幼・小・中の連携を強化するとともに、校種を超えた「つなぐ教育」の充実が期待されています。
- 平成 26 年度には、広野小学校の要請により「放課後子ども教室」が開始され、子どもたちに様々な経験や学習機会の拡充に努めていますが、今後は放課後を活用した児童の健全育成を図っている児童館との連携が必要です。
- 広野中学生を対象とした学習支援についても平成 26 年度より開始し、学習時間や学習機会の確保を図るとともに、大学生による講義や受験を見越したアドバイスなどの機会の拡充に努めています。
- 広野中学校の生徒を対象として平成 9 年度から 13 年度にかけて、カナダ・ノースバンクーバー市への海外教育交流派遣事業を行ってきました。諸般の事情により平成 14 年度以降は見送られてきましたが、平成 26 年度より再開しました。今後はプログラムなどの充実が求められています。

(町民の評価) ※平成 26 年度実施 町民意向調査結果より

項目	満足指数 (%)	評価指数 (%)
学校と家庭、地域の連携	5.3	63.1
幼稚園、小・中学校の教育環境整備	6.8	60.8

※満足指数：アンケート回答より「満足」＋「やや満足」の割合

評価指数： " 「満足」＋「やや満足」＋「普通」の割合

(基本計画事業)

事業 No	1				
事業名	広野町営学習塾 (中学生学習支援事業)	区分	継続	担当課	学校教育課
事業の概要	広野中学校の 1 年生から 3 年生までの希望者を対象に、現役大学生を講師に迎え、基礎学力の向上及び高校受験を見据えた受験対策、また講師の経験を子どもたちに還元し、広い視野を培う総合的な学習支援を実施する。				
年度別計画	28 年度	(継続)			
	29 年度	(継続)			

事業 No	2				
事業名	ハローワーク事業	区分	新規	担当課	学校教育課
事業の概要	小規模校であることによる多様性の少なさを乗り越え、子どもたちの可能性を引出し、広い視野を持てるような様々な機会・場を整備する。 子どもたちの夢や職業選択の幅を広げる気づきの機会として、社会の第一線で活躍する人を講師とするキャリア教育を実施する。				
年度別計画	28年度	社会の第一線で活躍する方は、年2回を目途に講師として学校に迎える予定。			
	29年度	(継続)			

事業 No	3				
事業名	家庭学習推進事業	区分	新規	担当課	学校教育課
事業の概要	小学校、中学校と教育委員会とで「学力・学習状況調査委員会（仮称）」を組織し、基礎学力の向上のために家庭学習の推進を図る。 また、毎年実施される全国学力・学習状況調査の結果分析及び改善方法の検討・評価を行う。				
年度別計画	28年度	委員会の立ち上げ 教材の作成（ドリル形式または定着確認シート） 全国学力・学習状況調査の結果分析及び改善方法の検討・評価			
	29年度	(継続)			

事業 No	4				
事業名	檜枝岐村自然学習事業	区分	新規	担当課	学校教育課
事業の概要	檜枝岐村でのフィールドワークを通して、自然の大切さについての意識を高めるとともに、尾瀬が抱えるごみ問題についての理解を深め、環境保全や自然保護について考える機会を創出する。				
年度別計画	28年度	小学校6年生を派遣			
	29年度	(継続)			

事業 No	5				
事業名	広野中学生海外教育交流派遣事業	区分	継続	担当課	学校教育課
事業の概要	次代を担う中学生を海外に派遣し、もって訪問国の教育、文化、歴史、生活、風土などに接することにより、諸外国に対する理解と国際協調の精神を養成し、広い視野に立って考える青少年の育成を図ることを目的に実施する。				
年度別計画	28年度	中学校2年生を派遣。			
	29年度	(継続)			

事業 No	6				
事業名	広蛸タイムの設置	区分	継続	担当課	学校教育課
事業の概要	授業前と放課後に学力向上のための学習時間を「広蛸タイム」として設定し、学習環境を創出している。また週1回は読書に当てるなど、読書習慣を身につけることを目指す。放課後は朝の学習と連動して疑問点について教科担任が当たるなど、学校全体での指導体制とする。				
年度別計画	28年度	(継続)			
	29年度	(継続)			

事業 No	7				
事業名	校長会の開催	区分	継続	担当課	学校教育課
事業の概要	月1回、幼・小・中・教育委員会との連携強化と情報交換の場として開催する。				
年度別計画	28年度	(継続)			
	29年度	(継続)			

事業 No	8				
事業名	認定こども園整備事業	区分	新規	担当課	学校教育課・福祉介護課
事業の概要	保護者の就労の有無で利用する施設が限定されたり、少子化が進む中で幼稚園と保育所が別々に設置されていることによる子どもの成長に必要な規模の集団が確保されにくいことなど、社会環境の変化に対応できるよう幼稚園と保育所の良いところを活かした認定こども園の整備を実施する。				
年度別計画	28年度	基本設計、実施設計			
	29年度	本体工事			

【基本的取組の内容】

施策2 豊かな心と健やかな体を育む機会の充実

(現状と課題)

- 震災以降、町内在住者数が少なくなり、いまだ帰町していない住民も多いことから、大規模な事業の展開が難しい状況にあります。しかしながら、幅広い年齢層の社会参画や学びのきっかけ、自己研鑽の場の確保などが求められています。
- 児童館では、放課後や夏休みを活用して、学校、保健センター、老人クラブ、みかんクラブなどと連携し、ボランティアの受け入れにより、“遊び”を通じた交流会などを開催しています。特に障がい児についても希望に応じて受け入れを行っており、一人ひとりに適した支援に取り組んでいます。今後は、大学などと連携し、より充実したふれあいの場や活動の場の充実を図ることが期待されています。
- 障がい児やその他の配慮が必要な子どもに対しては、個別の援助が必要となることもあり、スタッフの拡充や研修などによる能力の向上を図る必要があります。

(基本計画事業)

事業 No	1				
事業名	広野町放課後子ども教室	区分	継続	担当課	学校教育課
事業の概要	放課後における児童の安全・安心な活動拠点として、児童に対してスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動などの機会を通じて学習機会を提供する。				
年度別計画	28年度	(継続)			
	29年度	(継続)			

事業 No	2				
事業名	放課後児童健全育成事業	区分	継続	担当課	福祉介護課・児童館
事業の概要	ボランティアなどの受入により、昼間保護者のいない児童を対象に、遊びやスポーツ、料理教室や昇龍太鼓体験などを実施する。				
年度別計画	28年度	(継続)			
	29年度	(継続)			

事業 No	3				
事業名	青少年教育事業	区分	継続	担当課	生涯学習課
事業の概要	屋外活動の楽しさや協力しあうことの精神を育むため、青少年教育事業の一環として、アウトドアクッキング（子どもたちによる会場準備、調理、片付け）を実施する。				
年度別計画	28年度	(継続)			
	29年度	(継続)			

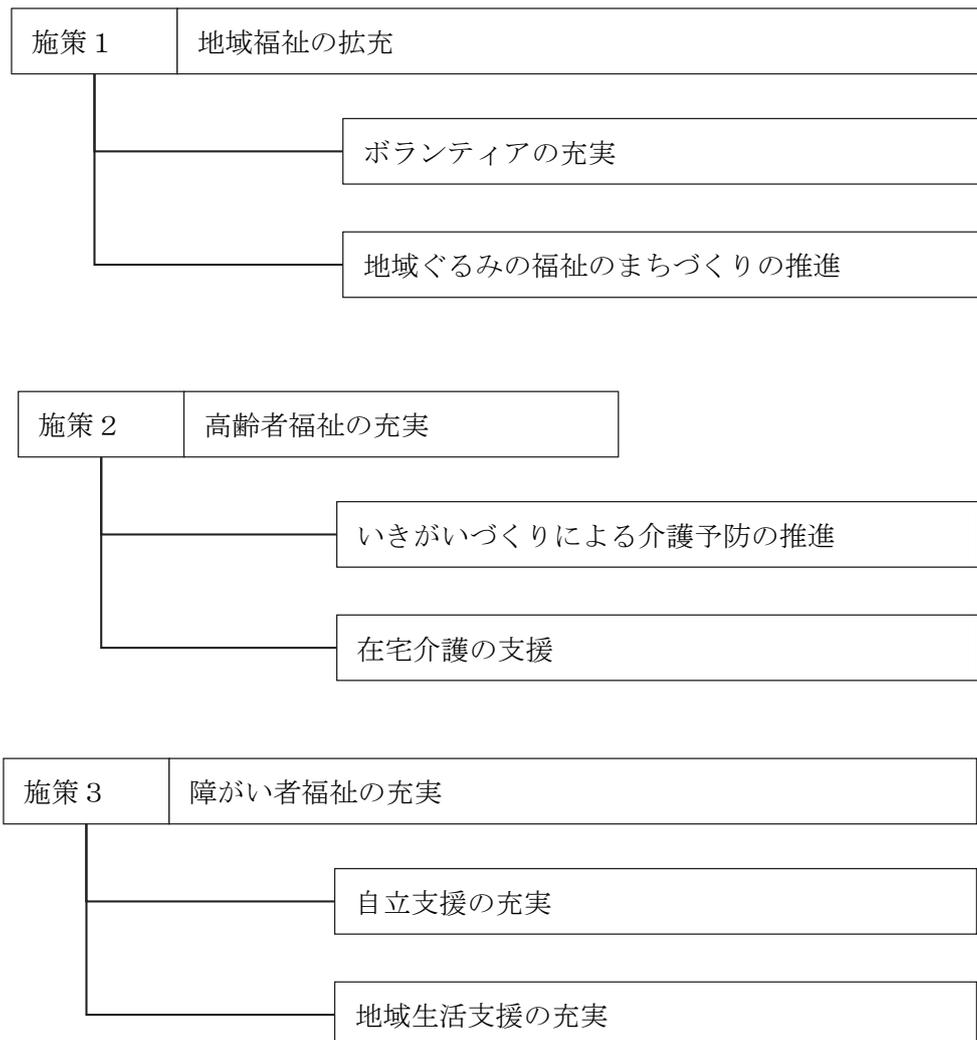
3. だれもが明るくいきいきと暮らせるまち

3-1 互いに支えあい、安心して暮らせるまち

【施策の基本的取組の方向】

- ボランティア、NPO など福祉や医療に携わる多様な組織の参加拡充及び、地域ぐるみによる福祉サービスの提供に努めます。
- 高齢者に対しては、生活機能全体の維持・向上を通じて活動的で生き甲斐のある生活や人生を送ることができるよう支援内容の充実に努めます。
- 障がい者に対しては、通所に要する支援などについて検討するとともに、自立や地域生活における支援の充実に努めます。

【基本的取組の体系】



【基本的取組の内容】

施策1 地域福祉の充実

(現状と課題)

■震災以前から、医療・福祉・介護サービスのニーズは、増加と多様化が進んでいましたが、地域福祉の課題は多様化する一方で、震災の影響により十分なサービスの提供が困難となっていることが想定されます。加えて、双葉郡内の福祉事業所は廃止又は移転により、本町に帰町している町民でもいわき市にある事業所のサービスを受けています。特に障がい者福祉事業所はいわき市内でも不足しており、十分なサービスが受けられない状況となっています。

■いわき市などに在住している町民についても、いわき市の居宅介護サービスを受けている人も多く、帰町後も同様のサービスが受けられるのかという不安を抱えています。こうしたことから、ボランティアやNPOなど福祉や医療に携わる多様な組織の参加拡充による地域ぐるみの福祉のまちづくりが不可欠となっています。

(基本計画事業)

事業 No	1				
事業名	ボランティア事業	区分	継続	担当課	福祉介護課
事業の概要	夏休み期間を利用し、広野中学生を対象としたサマーボランティアスクールの開催や配食サービスなどの弁当配達業務、避難している高齢者などが帰町した際のお手伝いなどのボランティア活動を社会福祉協議会に委託し実施する。				
年度別計画	28年度	(継続)			
	29年度	(継続)			

事業 No	2				
事業名	お互いさま・ケアサポーター研修事業	区分	継続	担当課	福祉介護課
事業の概要	高齢者が安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて、地域の介護力の向上を目指し、民生委員や老人クラブに対して、高齢者の知識や認知症の理解、基本的な介護技術を学ぶ研修会の実施、さらに研修終了者を「お互いさま・ケアサポーター」として認定するなど、地域包括支援センターと連携した地域ぐるみの福祉体制づくりを行う。				
年度別計画	28年度	(継続)			
	29年度	(継続)			

【基本的取組の内容】

施策2 高齢者福祉の充実

(現状と課題)

- 避難による高齢者の居住地域が広範囲化する一方で、サービス供給側の体制やマンパワー不足により、十分なサービスが提供できない状況にあります。
- いわき市などに在住している高齢者については、いわき市の居宅介護サービスを受けている人も多く、帰町後も同様のサービスが受けられるのかという不安を抱えていることから一層の介護予防に努めるとともに、生きがい対策など、高齢者がいつまでも元気に暮らすことのできる環境の整備が求められています。

(町民の評価) ※平成26年度実施 町民意向調査結果より

項目	満足指数 (%)	評価指数 (%)
高齢者の自立支援	5.8	55.6

※満足指数：アンケート回答より「満足」＋「やや満足」の割合

評価指数： 「満足」＋「やや満足」＋「普通」の割合

(基本計画事業)

事業No	1				
事業名	一般高齢者介護予防事業	区分	継続	担当課	福祉介護課
事業の概要	65歳以上の元気なすべての高齢者（一般高齢者）を対象に、地域包括支援センターが主体となり、町内の集会所などを活用して介護予防の運動教室やレクリエーションを実施する。				
年度別計画	28年度	(継続)			
	29年度	(継続)			

事業No	2				
事業名	特定高齢者介護予防事業	区分	継続	担当課	福祉介護課
事業の概要	65歳以上の高齢者のうち、要支援・要介護状態になるおそれのある特定高齢者を把握し、対象者が要介護状態になることを予防する。基本チェックリストを用いて、生活機能に関する状態を評価し、事業対象となる高齢者の把握を行う。地域包括支援センターが主体となり、町内の保健センターや町外の仮設住宅において、理学療法士などの専門職の指導のもと、「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能向上」のための事業を実施する。				
年度別計画	28年度	(継続)			
	29年度	(継続)			

事業No	3				
事業名	自立高齢者支援事業	区分	継続	担当課	福祉介護課
事業の概要	介護保険対象事業以外の高齢者の生活安定、健康保持・増進、生きがい対策として、料理教室や趣味活動などの生きがいづくりや、ホームヘルプ及びデイサービスセンターでのサービス、一人暮らし高齢者への配食サービス、外出支援や軽度の生活援助などを実施する。				
年度別計画	28年度	(継続)			
	29年度	(継続)			

事業 No	4				
事業名	敬老会運営事業	区分	継続	担当課	福祉介護課
事業の概要	町に居住する高齢者に対して長寿を祝い、さらなる長寿を願って敬老祝金を支給する。				
年度別計画	28年度	(継続)			
	29年度	(継続)			

事業 No	5				
事業名	福祉バス運行事業	区分	継続	担当課	福祉介護課
事業の概要	いわき市内の仮設住宅に避難している要援護高齢者及び一人暮らし高齢者などに対して、自立した生活の機能を可能にするとともに、避難生活中でも支障なく日常生活が送れるよう、いわき市内の仮設住宅から広野町、いわき市内の仮設住宅からいわき市内のスーパーへのバスを運行する。(広野町社会福祉協議会に事業委託)				
年度別計画	28年度	(継続)			
	29年度	(継続)			

事業 No	6				
事業名	シルバー人材センター事業	区分	継続	担当課	福祉介護課
事業の概要	南双広域シルバー人材センターに対して、高齢者の生きがい対策事業として、高齢者が持つ経験と能力を活用し、高齢者にふさわしい臨時的かつ短期的な業務の提供に関する経費を補助する。				
年度別計画	28年度	(継続)			
	29年度	(継続)			

事業 No	7				
事業名	介護手当支給事業	区分	継続	担当課	福祉介護課
事業の概要	在宅寝たきり療養者及び重度心身障がい者を自宅で介護している介護人に対して、介護手当を支給する。				
年度別計画	28年度	(継続)			
	29年度	(継続)			

事業 No	8				
事業名	身元確認専用 QR コード給付事業	区分	継続	担当課	福祉介護課
事業の概要	認知症患者高齢者などが徘徊により行方不明となった場合、公的機関などに保護された際の身元確認を迅速に行うため、身元確認専用 QR コードを給付する。QR コードの作成及びコールセンター運営業務を委託する。				
年度別計画	28年度	(継続)			
	29年度	(継続)			

【基本的取組の内容】

施策3 障がい者福祉の充実

(現状と課題)

■避難により、障がい者のだれがどのようなサービスを利用しているのか把握できないケースがあります。現在も多くの障がい者が、いわき市内に所在する福祉事業所を利用し、各種サービスを受けています。町内には福祉事業所がないため、特に障がい児については、多くの保護者が送迎を行っており、送迎の負担やサービス利用時間の短縮などが問題となっています。また、中には、事業所を継続して利用するために、帰町ができない住民もいます。

■障がい者の自立支援や地域生活支援を中心にしながら、中長期的には町内への障がい者の福祉事業所、障がい児通所施設などの誘致を検討する必要があります。

(町民の評価) ※平成26年度実施 町民意向調査結果より

項目	満足指数 (%)	評価指数 (%)
障がい者(児)の生活・自立支援	3.6	57.0

※満足指数：アンケート回答より「満足」＋「やや満足」の割合

評価指数： 「満足」＋「やや満足」＋「普通」の割合

(基本計画事業)

事業No	1				
事業名	自立支援事業	区分	継続	担当課	福祉介護課
事業の概要	補装具の給付のほか、障がい者に対して、居宅介護や行動援護、生活介護などを実施する。また障がい児に対しては、児童発達支援、放課後などデイサービスを実施する。				
年度別計画	28年度	(継続)			
	29年度	(継続)			

事業No	2				
事業名	地域生活支援事業	区分	継続	担当課	福祉介護課
事業の概要	日常生活用具の給付、移動支援、相談支援、日常生活支援における日中一時支援などを実施する。				
年度別計画	28年度	(継続)			
	29年度	(継続)			

事業No	3 (再掲)				
事業名	介護手当支給事業	区分	継続	担当課	福祉介護課
事業の概要	在宅寝たきり療養者及び重度心身障がい者を自宅で介護している介護人に対して、介護手当を支給する。				
年度別計画	28年度	(継続)			
	29年度	(継続)			

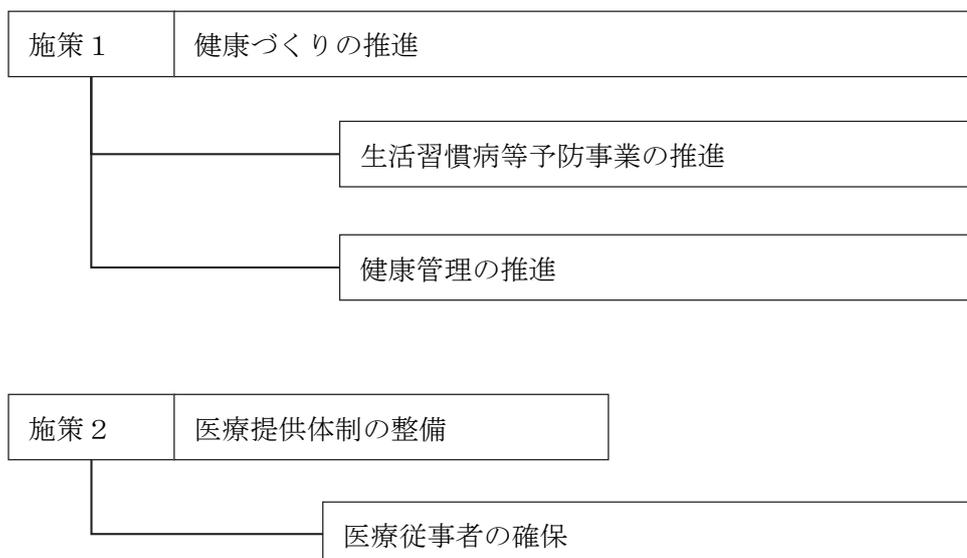
3. だれもが明るくいきいきと暮らせるまち

3-2 心身共に健康で、笑顔で生活のできるまち

【施策の基本的取組の方向】

- 「自分の健康は自分で守る」を基本に、町民一人ひとりが健康に対する自己管理ができ、生きがいを持ちながら、健康に暮らしていけるよう、健診などを通じた健康管理と生活習慣病など予防のための運動や食事、休養などのバランスのとれた生活による健康づくりを推進します。
- 健康づくりに対する町民の意識改革を全町的な取り組みとするとともに、食生活改善推進協議会をはじめとする健康づくりを担う組織体制の整備・強化への取り組みを推進します。
- 町民が病気になった時も安心して受診ができるよう、医療従事者の確保について国、県及び関係機関に対して支援の要請をしていきます。

【基本的取組の体系】



【基本的取組の内容】

施策1 健康づくりの推進

(現状と課題)

- 生活習慣病等予防を目的とした運動教室などを開催するとともに、運動・栄養・休養のバランスが取れた生活に対する意識の高揚を図るため、健康相談会や健康講演会を開催しています。今後は、より多くの町民がこれらに参加できるよう情報提供の充実が求められています。
- 生活習慣病などが増加しているなか、総合健診（特定健康診査、がん検診を含む）の受診を促し、疾病の早期発見と早期治療を促進してきました。今後は更に健診未受診者対策に努め、一層の受診率向上を図る必要があります。
- 健診結果に基づく特定保健指導などにより、町民が自主的に健康管理を行っていく習慣を身に付けていくことが重要です。また、食生活改善推進協議会会員の育成を支援するとともに、連携・協力して生活習慣病などの予防に努める必要があります。

(町民の評価) ※平成26年度実施 町民意向調査結果より

項目	満足指数 (%)	評価指数 (%)
健康づくりや病気の予防	9.3	66.5

※満足指数：アンケート回答より「満足」＋「やや満足」の割合

評価指数： 「満足」＋「やや満足」＋「普通」の割合

(基本計画事業)

事業 No	1				
事業名	生活習慣病等予防事業	区分	継続	担当課	町民保健課
事業の概要	健康教室（運動教室・食生活改善）、健康相談会、健康まつり及び健康講演会などを開催し、町民の生活習慣病などの予防のための体力・健康づくり活動を推進し、健康啓発・健康教育などのフォローアップを実施する。				
年度別計画	28年度	(継続)			
	29年度	(継続)			

事業 No	2				
事業名	健康管理推進事業	区分	継続	担当課	町民保健課
事業の概要	総合健診（特定健康診査・がん検診を含む。）の実施及び未受診者への受診勧奨や健診結果に基づき特定保健指導などを実施する。				
年度別計画	28年度	(継続)			
	29年度	(継続)			

【基本的取組の内容】

施策2 医療提供体制の整備

(現状と課題)

■町内で開業している医療機関は、病院1箇所、一般診療所1箇所及び歯科診療所1箇所、震災前と比較すると一般診療所、歯科診療所それぞれ1箇所減少しています。町民の帰還とも密接に関連することから、身近な医療提供機関として一次医療体制の充実が求められています。更に、二次医療体制の充実についても町民帰還のために不可欠な要素となっています。

(町民の評価) ※平成26年度実施 町民意向調査結果より

項目	満足指数 (%)	評価指数 (%)
病院や診療所等の医療体制	6.3	31.2

※満足指数：アンケート回答より「満足」＋「やや満足」の割合

評価指数： " 「満足」＋「やや満足」＋「普通」の割合

(基本計画事業)

事業No	1				
事業名	医療従事者の確保	区分	継続	担当課	町民保健課
事業の概要	国、県及び関係機関に対して医療体制の充実の観点から、医師や看護師などの確保について支援を要請する。				
年度別計画	28年度	(継続)			
	29年度	(継続)			

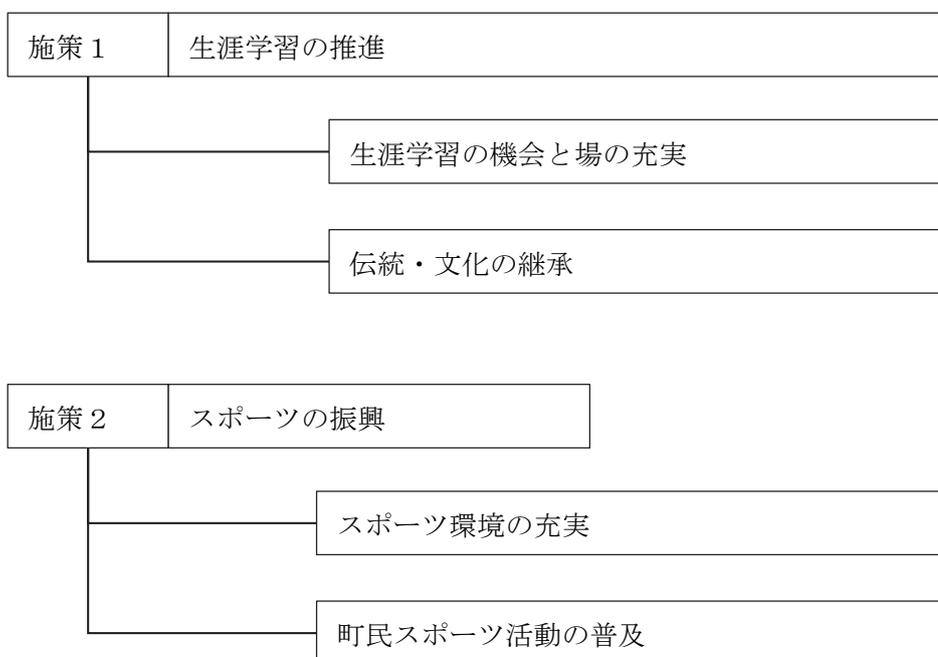
3. だれもが明るくいきいきと暮らせるまち

3-3 広野町ならではの文化・芸術活動など生涯にわたり学ぶことのできるまち

【施策の基本的取組の方向】

- 町民自らが学べる機会の充実、学びのきっかけを提供していきます。
- 安心してスポーツができる環境の再生を行います。
- 伝統文化や郷土愛を継承する事業展開を図り、自然に多く触れることのできるスポーツやレクリエーション活動などの事業実施に努めます。

【基本的取組の体系】



【基本的取組の内容】

施策 1 生涯学習の推進

(現状と課題)

- 町民生活と本町の復興のためには、町民一人ひとりが自己の研さんや生きがいを通して、社会参画や地域社会、コミュニティの活性化を図るなど、地域のネットワークを強化していくことが求められています。
- 震災以降、依然として町内在住者が少なくなっている現状のなかで、大きな事業展開には困難が伴っていますが、幅広い年齢層の社会参画、学びのきっかけや自己研さんの場の確保に努めています。生涯学習の機会を一層充実させるためには、新規事業や中長期的な視点を持った事業展開が不可欠です。しかし、需要側、供給側ともに人材が不足しており、成人教育事業の一つである英会話教室では、ALTの理解と協力のもとに実施されておりますが、ALTの異動により協力が得られなくなることが危惧されます。こうしたことから、学校教育や産業振興等とも連携を図るとともに、町民ボランティアなどとも協働を図っていくことが不可欠です。
- 文化財については保存や展示の場が不足しており、町民が文化財に関心を持つ機会が少なくなっていることから、地域の歴史や文化を知る場をつくるなど、次世代に伝えていけるような環境整備が求められています。
- 伝統文化についても、伝承者の高齢化、後継者の不足、行事参加者の減少により地域の伝統文化に対する興味や意識が希薄化しており、このままでは地域の伝統文化が後世に伝わらないまま消滅してしまうことが危惧されます。

(町民の評価) ※平成 26 年度実施 町民意向調査結果より

項目	満足指数 (%)	評価指数 (%)
生涯学習の情報や機会の充実	5.2	65.2
町民の芸術文化の振興	4.8	71.5
歴史や伝統の保護	4.7	71.0

※満足指数：アンケート回答より「満足」＋「やや満足」の割合

評価指数： 「満足」＋「やや満足」＋「普通」の割合

(基本計画事業)

事業 No	1				
事業名	広野町ふるさと創生大学	区分	継続	担当課	生涯学習課
事業の概要	①社会教育・生涯学習社会の構築、②町民の自己研さん・学習機会の確保、③郷土愛の育成を目的に、町民講座を主体として、本町の文化・歴史をはじめ多様な分野における講座を開設し、レポート作成や文集発行を受講生が共同で実施及び課外活動を行うなどの機会を提供する。				
年度別計画	28 年度	(継続)			
	29 年度	(継続)			

事業 No	2				
事業名	人材バンク	区分	新規	担当課	生涯学習課
事業の概要	①社会教育・生涯学習社会の構築と推進、②高齢者をはじめとする町民の積極的社会参画、③新たな人的ネットワークの形成、④伝統文化の継承を目的に、特殊な趣味、特技、知識を有する町民ボランティアの募集と名簿を作成し、特色に合わせて児童生徒・成人別に事業企画を検討し実施する。(事業年次計画の作成)				
年度別計画	28年度	町民ボランティアの募集と登録			
	29年度	事業企画の実施			

事業 No	3				
事業名	広野町文化財発掘事業	区分	新規	担当課	学校教育課
事業の概要	①体験学習(土器づくり、化石発掘、発掘場所や文化財の回遊→学校の授業に合わせた資料の貸し出し)、②今まで発掘・調査された資料の整理、③資料の展示(文化財パンフレット作り、インターネットでの情報発信、資料館構想、遺跡公園の整備)④報告書を作成する。				
年度別計画	28年度	発掘、調査資料の整理			
	29年度	(継続)			

事業 No	4				
事業名	広野町伝統文化継承(映像化)事業	区分	新規	担当課	学校教育課
事業の概要	広野町における各種文化団体や地域に伝わる伝統・文化について、事前にヒアリングを行い、構成などを検討し、最終的には映像化(DVD)を目指す。				
年度別計画	28年度	各種文化団体の活動調査			
	29年度	(継続)			

【基本的取組の内容】

施策2 スポーツの振興

(現状と課題)

- 健康で生きがいのある生活を求めて、各種スポーツやレクリエーション活動に対するニーズは高く、また震災前にはJヴィレッジを活かしたサッカー大会など、スポーツを通じた交流活動も盛んに行われていました。一日も早く安心して屋外でスポーツ活動ができる環境づくりが求められています。
- 原発事故により避難を余儀なくされている町民の交流や子どもたちが元気に活動できる機会が少なくなっています。特にJヴィレッジは、原発事故復旧の拠点となっており、JFAアカデミー福島は、静岡県御殿場市へ移転しており、Jヴィレッジを取り巻く環境は厳しい状況にあります。
- 福島県では平成30年夏に一部営業再開、平成32年の東京オリンピック・パラリンピック開催前年の平成31年4月にナショナルトレーニングセンターとしての再生を目指しています。
- 今後は、県のJヴィレッジ復興・再整備とともに、町として各種大会の開催など、新生Jヴィレッジの安全・安心を積極的に発信し、利用客が安心して訪れることのできる環境づくりを行うことが求められています。また、併せて、復興のシンボルでもあるJFAアカデミー福島の1日でも早い再開のための支援に取り組んでいきます。

(町民の評価) ※平成26年度実施 町民意向調査結果より

項目	満足指数 (%)	評価指数 (%)
スポーツ活動の充実	5.8	66.4

※満足指数：アンケート回答より「満足」＋「やや満足」の割合

評価指数： " 「満足」＋「やや満足」＋「普通」の割合

(基本計画事業)

事業No	1				
事業名	新生Jヴィレッジ復興・再整備事業	区分	新規	担当課	復興企画課
事業の概要	原発事故によって甚大な被害を受けている双葉地域の元気を取り戻し、雇用の創出や交流人口の拡大を通じ、地域経済の中核として同地域の復興・再生をけん引するため、県が策定した新生Jヴィレッジ復興・再整備計画に基づき、町としての役割を担う。				
年度別計画	28年度	Jヴィレッジ再開に向けた支援など			
	29年度	(継続)			

事業No	2				
事業名	JFA アカデミー福島の本県再開に向けた支援	区分	継続	担当課	復興企画課
事業の概要	震災により静岡県御殿場市に一時的に移転している JFA アカデミー福島の早期帰還のため J ヴィレッジの復興・整備とともに、JFA アカデミーの生徒が安心して生活し、サッカーに取り組める環境を国、県とともに一体となり整える。				
年度別計画	28年度	(継続)			
	29年度	(継続)			

事業No	3				
事業名	ふる里ふれあいマラソン	区分	継続	担当課	生涯学習課
事業の概要	地域住民のコミュニケーションの場とするとともに、町民の健康維持促進、生き甲斐のある社会づくりとスポーツの振興を図る。				
年度別計画	28年度	(継続)			
	29年度	(継続)			

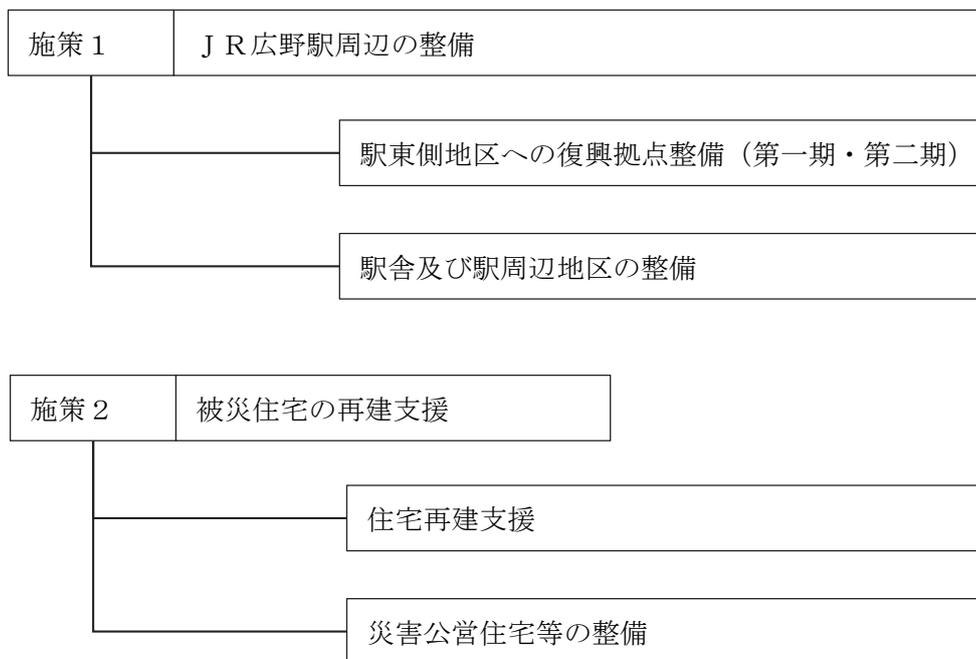
4. 双葉郡復興の拠点となる環境と共生した利便性の高いまち

4-1 安全・安心して快適に利用できる都市環境の整ったまち

【施策の基本的取組の方向】

- 広野町復興計画において、復興ゾーンとして位置付けられたJ R 広野駅東側地区について、産業団地を整備し、新たな産業の創出・雇用の確保を図り、双葉郡復興拠点を整備します。また、J R 広野駅東西駅前広場の整備を進めます。
- 復興ゾーン（第二期）においては、新たな住宅地の整備について検討を行います。
- 東日本大震災において、地震または津波により被災した住宅の再建支援を行います。

【基本的取組の体系】



【基本的取組の内容】

施策1 JR広野駅周辺の整備

(現状と課題)

- JR広野駅東側地区については、東日本大震災による津波被災地であり、家屋や農機具の流失により営農再開が困難な状況となっています。このようなことから広野町復興計画においては、復興ゾーンとして双葉郡復興の拠点としての位置づけがなされています。
- 復興ゾーンには、第一期計画として産業団地の整備が、第二期として住宅地の整備が計画されており、着実な事業の執行が求められています。
- JR広野駅東西地区の整備については、駅前広場などと併せた利便性の高い広野駅舎の整備が求められています。また、西側地区については平成28年3月に地元木材を使用した地域コミュニティ形成のための木材交流センターが完成となることから町内外の交流の場となることが期待されます。

(町民の評価) ※平成26年度実施 町民意向調査結果より

項目	満足指数 (%)	評価指数 (%)
JR広野駅周辺の整備	6.7	56.3

※満足指数：アンケート回答より「満足」＋「やや満足」の割合

評価指数： 「満足」＋「やや満足」＋「普通」の割合

(基本計画事業)

事業No	1				
事業名	広野駅東側開発整備事業（第一期）	区分	継続	担当課	復興企画課
事業の概要	広野駅東側の地区において、産業団地として整備を行い、双葉郡の復興拠点として新たな産業の創出や雇用の確保を目指す。（平成28年3月 広野みらいオフィス竣工）				
年度別計画	28年度	広野駅東側地区の整備、企業などの誘致			
	29年度	（継続）			

事業No	2				
事業名	広野駅東側開発整備事業（第二期）	区分	継続	担当課	復興企画課
事業の概要	広野駅東側の地区において、定住人口の確保や復旧・復興に従事する住民の住環境を整備する。				
年度別計画	28年度	（継続）			
	29年度	（継続）			

事業No	3				
事業名	東西駅前広場整備事業	区分	新規	担当課	復興企画課
事業の概要	JR広野駅の東西の駅前広場を整備することで、利用者の安全性及び円滑な通行を確保し、駅前広場を含めた駅周辺の機能強化を図る。				
年度別計画	28年度	実施設計、工事着手			
	29年度	（継続）			

事業 No	4				
事業名	メモリアル公園整備事業	区分	継続	担当課	復興企画課
事業の概要	東日本大震災の犠牲者の追悼及び震災の経験や教訓を構成に語り継ぐために、地域の防災拠点としての機能を兼ね備えたメモリアル公園などの整備を進める。				
年度別計画	28年度	(継続)			
	29年度	(継続)			

事業 No	5				
事業名	近代農業整備事業	区分	新規	担当課	復興企画課
事業の概要	基幹産業である農業の高付加価値化を目指し、農産物の開発拠点、研究施設などを配置した農業パークとして整備するとともに、広野の農業について広く情報発信を行い、農業の振興を図る。				
年度別計画	28年度	近代農業整備地区の整備及び実証			
	29年度	(継続)			

事業 No	6				
事業名	地元木材を活用した地域コミュニティの維持発展を目指す交流促進事業	区分	新規	担当課	復興企画課
事業の概要	町民と町外の学生との協働により地元産木材を使用し、広野駅西側に木材交流センターをつくり、町内外の交流の場づくりの機会としてコミュニティ維持を図り、町民の“幸せな帰町”の促進と町の復興に繋げる。				
年度別計画	28年度	交流センター利活用の整備			
	29年度	(継続)			

【基本的取組の内容】

施策2 被災住宅の再建支援

(現状と課題)

- 震災により住宅が被災した町民も多く、住宅の再建や災害公営住宅への入居を支援するなど、被災者の住宅再建、生活再建を促進する必要があります。
- 町内では、平成26年10月に被災した町民のための災害公営住宅（第一期）48戸が完成し入居が開始されました。現在は、更なる居住の安定を図るため災害公営住宅（第二期）の整備を進めています。また、町外の避難者の受け入れのため、平成29年度入居を目指し県復興公営住宅（県事業）の整備が進められています。

(町民の評価) ※平成26年度実施 町民意向調査結果より

項目	満足指数 (%)	評価指数 (%)
住宅・住環境の整備	5.8	55.2

※満足指数：アンケート回答より「満足」＋「やや満足」の割合

評価指数： 「満足」＋「やや満足」＋「普通」の割合

(基本計画事業)

事業 No	1				
事業名	広野町地震津波被災者等住宅再建支援事業	区分	継続	担当課	復興企画課
事業の概要	東日本大震災の地震または津波により被災した住宅の再建支援を通じて、住民の定着を促し、復興に向けて住民の早期の生活再建を支援する。				
年度別計画	28年度	(継続)			
	29年度	(継続)			

事業 No	2				
事業名	災害公営住宅整備事業（第二期）	区分	継続	担当課	復興企画課
事業の概要	震災による被災者の居住の安定確保を図る為、第二期分として新たに14戸の整備を行う（平成28年度完成予定）				
年度別計画	28年度	造成・建築工事			
	29年度	—			

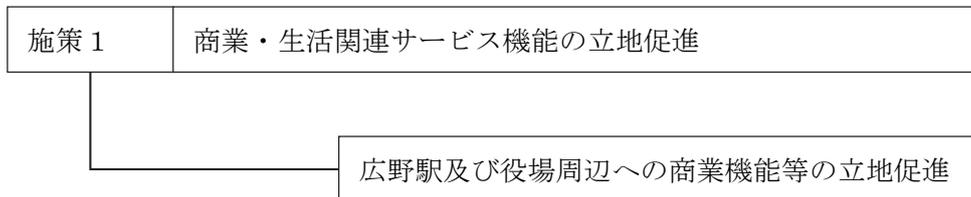
4. 双葉郡復興の拠点となる環境と共生した利便性の高いまち

4-2 利便性が高く、良好な生活環境の整ったまち

【施策の基本的取組の方向】

- 広野駅周辺の商店や本町役場前に整備された公設商業施設及び駅東側地区への商業機能や生活支援サービス機能、医療機能の誘致を進め、町民の日常生活の利便性の確保を図ります。
- 双葉郡復興に向けて、火力発電所や周辺原子力関連施設と連携し、研究機関等における研究開発を行う若い技術者・従業員が暮らしやすい環境づくりを進めます。

【基本的取組の体系】



【基本的取組の内容】

施策 1 商業・生活関連サービス機能の立地促進

(現状と課題)

- 平成 28 年 3 月に公設商業施設がオープンとなり、町民の利便性が向上することが予想されます。
- J R 広野駅西側の商店街については、依然として震災前の人口に戻っていないこと、駅利用者も減少していることなどから、厳しい環境が続いている一方で、県立ふたば未来学園高等学校の開校など、新しい需要の発生も期待されています。今後は、本町役場前の公設商業施設との連携を図るなど、新しい需要を見込んだ商業展開が期待されます。
- J R 広野駅東側地区についても、産業団地としての機能立地が期待されており、一部には商業機能や生活関連サービス機能、医療機能などの集積が期待されます。

(町民の評価) ※平成 26 年度実施 町民意向調査結果より

項目	満足指数 (%)	評価指数 (%)
日頃の買物環境の整備	2.8	22.6
駅周辺のにぎわい	2.4	33.2

※満足指数：アンケート回答より「満足」＋「やや満足」の割合
 評価指数： " 「満足」＋「やや満足」＋「普通」の割合

(基本計画事業)

事業 No	1				
事業名	広野駅前及び商店街活性化事業	区分	継続	担当課	産業振興課
事業の概要	顧客流出などの商店街が抱える課題に取り組む事業を展開することで、地域住民へのサービス向上に繋げ、商店街の活性化を図る。				
年度別計画	28 年度	(継続)			
	29 年度	(継続)			

事業 No	2 (再掲)				
事業名	広野駅東側開発整備事業 (第一期)	区分	継続	担当課	復興企画課
事業の概要	広野駅東側の地区において、産業団地として整備を行い、双葉郡の復興拠点として新たな産業の創出や雇用の確保を目指す。(平成 28 年 3 月 広野みらいオフィス竣工)				
年度別計画	28 年度	広野駅東側地区の整備、企業などの誘致			
	29 年度	(継続)			

事業 No	3 (再掲)				
事業名	広野駅東側開発整備事業 (第二期)	区分	継続	担当課	復興企画課
事業の概要	広野駅東側の地区において、定住人口の確保や復旧・復興に従事する住民の住環境を整備する。				
年度別計画	28 年度	(継続)			
	29 年度	(継続)			

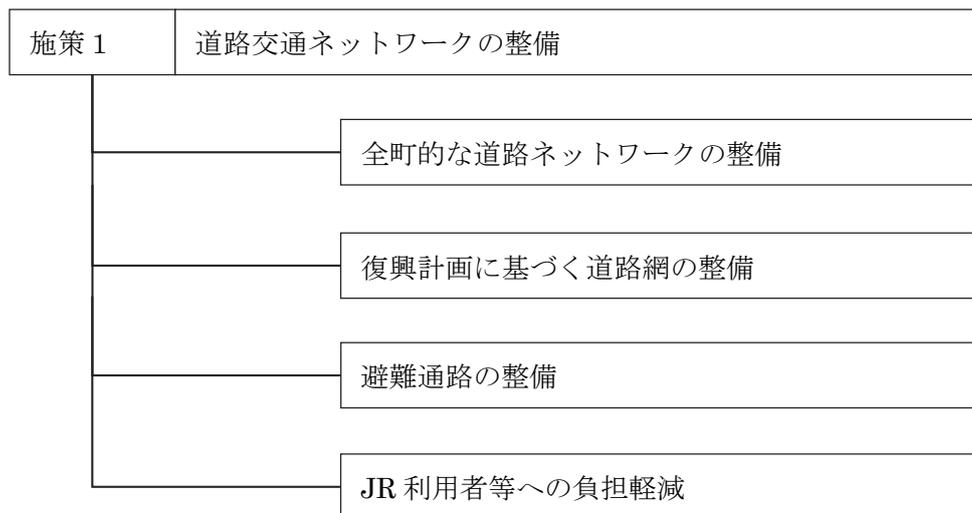
4. 双葉郡復興の拠点となる環境と共生した利便性の高いまち

4-3 安全・安心に移動できる交通利便性の高いまち

【施策の基本的取組の方向】

- 津波被害により壊滅的な被害を受けた地域において、復興計画に基づき道路網の整備を進めるとともに、全町的に利便性の向上と緊急時の輸送路・避難路としての利用を考慮した交通網の整備を図ります。
- JR常磐線により分断されている東西間については、両地域を結ぶ避難通路の整備を行い、災害時の円滑な交通確保とともに駅周辺利用者の利便性確保、利用促進を図ります。
- 震災により生活必需品を求めて町外に出る町民や、やむを得ず区域外就学を行っている中学生に対してJR運賃の助成を行います。

【基本的取組の体系】



【基本的取組の内容】

施策1 道路交通ネットワークの整備

(現状と課題)

- 津波により壊滅的な被害を受けた道路は8路線が対象となっていますが、既に測量設計は完了しており、用地交渉などの条件が整った箇所から工事を進めています。作業員などの不足により工事進捗に影響がでないようスピード感を持って、施工管理を進める必要があります。
- 全町的な道路ネットワークについては、これまでも利便性の向上と緊急時の輸送路・避難路としての利用を考慮した整備を進めており、幅員狭小路線の改良や老朽化橋梁の架け替え、通学路などの歩道設置を進めてきました。今後も、道路整備の必要性や緊急性を考慮した優先順位を設定し、計画的な事業の推進が求められています。
- JR常磐線の線路により地区が東西に分断されていることから、災害時の避難路の確保が不可欠となっています。
- 震災によりやむを得ずJRを活用して町外と行き来をしている高齢者や中学生については、JR運賃などの負担が大きくなっています。このような交通弱者に対しては、負担軽減が求められています。

(町民の評価) ※平成26年度実施 町民意向調査結果より

項目	満足指数 (%)	評価指数 (%)
道路の整備	10.4	60.8

※満足指数：アンケート回答より「満足」＋「やや満足」の割合
 評価指数： " 「満足」＋「やや満足」＋「普通」の割合

(基本計画事業)

事業No	1				
事業名	道路整備事業	区分	継続	担当課	建設課
事業の概要	町内全域における道路網のネットワーク化を図り、利便性の向上と緊急時の輸送路・避難路としての利用を考慮した整備を進める。主な内容は幅員狭小路線の改良、老朽化橋梁の架け替え、通学路などの歩道設置など。				
年度別計画	28年度	(継続)			
	29年度	(継続)			

事業No	2				
事業名	通学路等歩道整備事業	区分	継続	担当課	建設課
事業の概要	道路管理者、教育関係者、警察などとの連携を図り、通学路点検により整備の必要な個所を抽出・整備を実施する。また、関係機関との協議により既存の歩道などを利用したウォーキングコースのネットワークを構築(町内数か所)する。				
年度別計画	28年度	(継続)			
	29年度	(継続)			

事業 No	3				
事業名	復興道路整備事業	区分	継続	担当課	復興企画課
事業の概要	津波により壊滅的な被害を受けた地域において、復興計画に基づき8路線の整備を行う。				
年度別計画	28年度	(継続)			
	29年度	(継続)			

事業 No	4				
事業名	避難通路整備事業	区分	継続	担当課	復興企画課
事業の概要	JR常磐線により分断されている東西間において、災害時の避難経路の一つとして通路整備を行う。(平成28年度完了予定)				
年度別計画	28年度	(継続)			
	29年度	—			

事業 No	5				
事業名	広野町帰還者 JR 利用運賃助成補助事業	区分	継続	担当課	総務課
事業の概要	避難から帰還した町民のうち、交通弱者である高齢者や中学生などに対して、ソフト面での交通環境整備として、学生の場合は通学定期代(広野駅~勿来駅間)の全額を、学生以外は、回数券や往復乗車券(広野駅~いわき駅間)の運賃の半額を助成する。				
年度別計画	28年度	(継続)			
	29年度	(継続)			

4. 双葉郡復興の拠点となる環境と共生した利便性の高いまち

4-4 豊かな自然や身近な緑と共に生きるまち

【施策の基本的取組の方向】

- 町の広範囲を占める森林については、森林整備と放射性物質対策を一体的に実施し、森林の再生を図ります。
- J R 広野駅東側地区において整備が進められているひろの防災緑地については、県、町、地元団体とともに地域全体で“ふる里ひろの”の新たな環境整備に努めます。

【基本的取組の体系】



【基本的取組の内容】

施策 1 自然との共生

(現状と課題)

- 森林は、原子力災害により広範囲に汚染され、住宅地周辺の森林は国の基準における一定の範囲において除染がなされています。一方、震災前より松くい虫の被害が問題となっていました。震災の影響で更に森林の整備が進まない状況にあります。また、風評被害により経済性が見通せず、所有者自身の高齢化で民有林の整備も進まない状態が続いています。このようなことから森林整備に向けて、全体計画を立案するとともに、優先実施個所を明確にするなど年次別計画などを策定し、計画的な事業の執行が求められています。
- 平成 27 年度に県、町、地元団体との間で「ひろの防災緑地づくり協定書」が締結されました。今後、「ひろの防災緑地を創り、育て、守っていくための維持管理、利活用活動」に取り組むために地域全体で防災緑地の整備、自然との共生を図ることに努めます。

(町民の評価) ※平成 26 年度実施 町民意向調査結果より

項目	満足指数 (%)	評価指数 (%)
身近な自然環境や景観の保全	5.6	58.3
山林の除染	5.0	34.5

※満足指数：アンケート回答より「満足」＋「やや満足」の割合
 評価指数： " 「満足」＋「やや満足」＋「普通」の割合

(基本計画事業)

事業 No	1				
事業名	ふくしま森林再生事業	区分	継続	担当課	産業振興課
事業の概要	森林再生に向けて、全体計画、年度別計画を作成し、森林所有者と連携しながら、間伐、更新伐、下刈り、植栽などの森林整備や森林作業道の開設・改良などの路整備を実施する。				
年度別計画	28 年度	(継続)			
	29 年度	(継続)			

事業 No	2				
事業名	ひろの防災緑地維持管理事業	区分	継続	担当課	建設課
事業の概要	防災機能を高め、町民の憩いの場として利用するため、福島県並びにひろの防災緑地サポーターズクラブと連携しながら、防災緑地の植樹・育樹・除草・維持管理・魅力発信を行っていく。				
年度別計画	28 年度	(継続)			
	29 年度	(継続)			

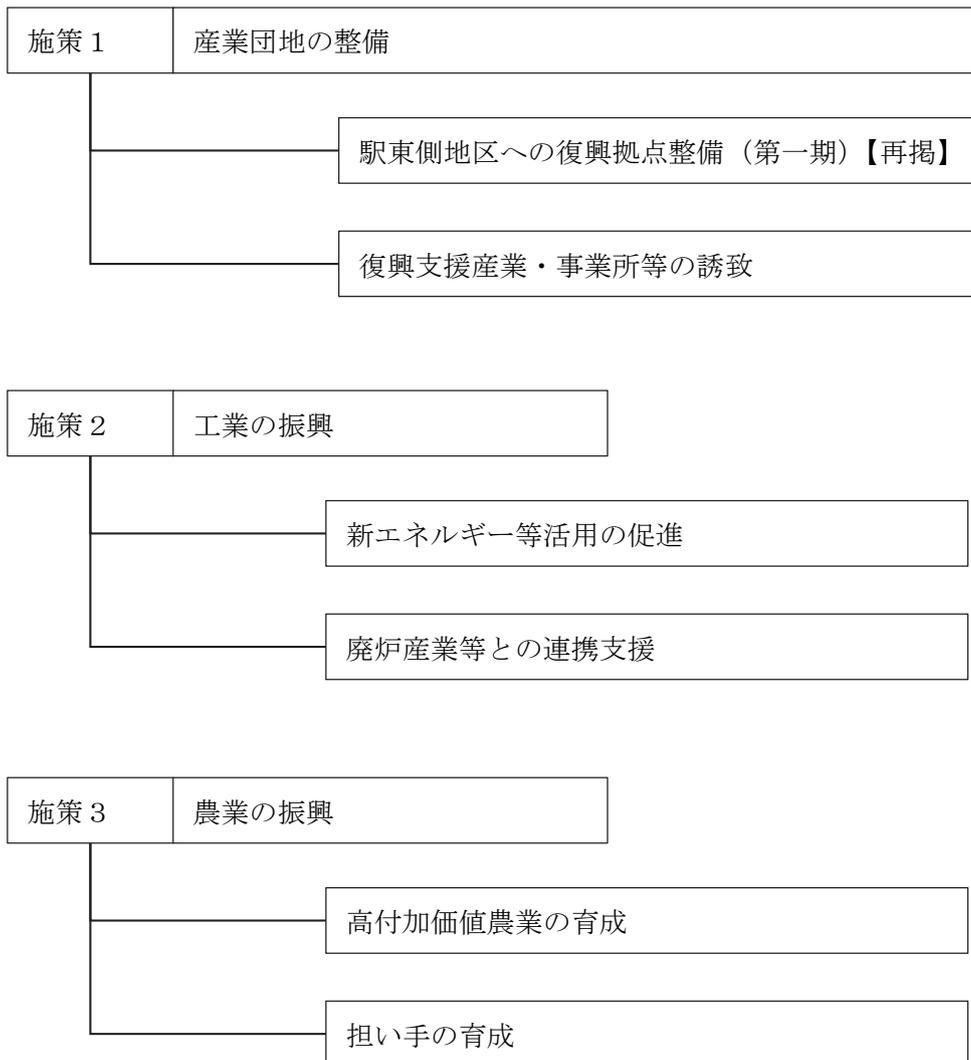
5. 社会の要請に応え活気と活力のあるまち

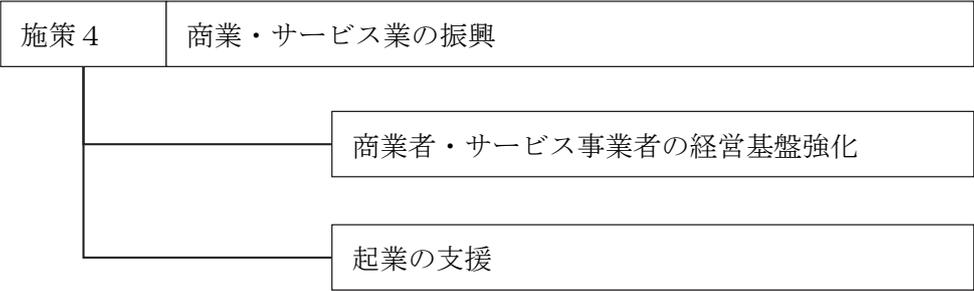
5-1 社会の要請に応え、地域の特色が光るにぎわいのあるまち

【施策の基本的取組の方向】

- 広野町復興計画において、復興ゾーンとして位置付けられているJR広野駅東側地区について、産業団地を整備し、新たな産業の創出・雇用の確保を図ります。
- 広野工業団地などに立地する企業の新エネルギー導入などに対する支援や廃炉産業などとの連携強化に向けた支援のあり方などについて検討します。
- 農業特産品の開発など高付加価値農業への転換、担い手の育成を行います。
- 事業者の意欲を喚起する経営基盤の強化や新たな起業・創業を積極的に支援します。

【基本的取組の体系】





【基本的取組の内容】

施策1 産業団地の整備

(現状と課題)

- J R 広野駅東側地区については、広野町復興計画において双葉郡復興の拠点となる復興ゾーンとしての位置づけがなされています。廃炉産業及びイノベーションコースト構想、ロボット産業などに関連する事務所などの立地が期待されることから、基盤整備に併せて企業や事務所の誘致を実行していく必要があります。
- 広野みらいオフィスの竣工に伴い、今後、復興関連企業及び IT 関連企業などの進出が加速すると予想されます。そこで、本町では震災後における就業環境の変化に伴い、テレワーク事業の実施を予定しております。町内の ICT を活用した新たな産業としての基盤を構築いたします。

(基本計画事業)

事業 No	1	(再掲)			
事業名	広野駅東側開発整備事業(第一期)	区分	継続	担当課	復興企画課
事業の概要	広野駅東側の地区において、産業団地として整備を行い、双葉郡の復興拠点として新たな産業の創出や雇用の確保を目指す。(平成 28 年 3 月 広野みらいオフィス竣工)				
年度別計画	28 年度	広野駅東側地区の整備、企業などの誘致			
	29 年度	(継続)			

【基本的取組の内容】

施策2 工業の振興

(現状と課題)

- 広野工業団地では震災後も早期の復旧がなされ、16区画中14の企業で事業再開がされていますが、今後のエネルギー政策などの動向によっては、立地企業の新エネルギー導入やスマートグリッドなどの省エネルギー導入に向けた支援が求められる可能性があります。
- 本町の北部及び隣接する檜葉南工業団地には、廃炉のモックアップ施設が整備されるなど廃炉産業の拠点となりつつあります。既存の立地企業や事業所サービス産業などの立地可能性など、情報発信を進め、廃炉産業との連携を強化するなどの取組が期待されています。

(町民の評価) ※平成26年度実施 町民意向調査結果より

項目	満足指数 (%)	評価指数 (%)
廃炉関連企業等の立地促進	4.0	50.0

※満足指数：アンケート回答より「満足」＋「やや満足」の割合

評価指数： 「満足」＋「やや満足」＋「普通」の割合

(基本計画事業)

事業No	1				
事業名	広野町企業立地促進事業	区分	継続	担当課	産業振興課
事業の概要	町内への工場の新設又は増設、常時雇用従業員を雇用した企業に助成金、奨励金を交付する。				
年度別計画	28年度	(継続)			
	29年度	(継続)			

事業No	2 (再掲)				
事業名	広野駅東側開発整備事業(第一期)	区分	継続	担当課	復興企画課
事業の概要	広野駅東側の地区において、産業団地として整備を行い、双葉郡の復興拠点として新たな産業の創出や雇用の確保を目指す。(平成28年3月 広野みらいオフィス竣工)				
年度別計画	28年度	東口整備、企業などの誘致			
	29年度	(継続)			

【基本的取組の内容】

施策3 農業の振興

(現状と課題)

- 震災前より本町の農業は、農業従事者の高齢化や農業所得の減少により、厳しい状況にありましたが、震災によりさらに危機的な状況になっています。今後は、農業生産における担い手の育成及び生産性の向上と農産物の高付加価値化により、本町の特産品やブランド創出により活性化を図ることが求められています。
- 本町の主力農作物である米については、全国的な米価の下落傾向に加えて、風評被害の影響が依然として続いており、県と連携した風評被害対策が求められています。

(町民の評価) ※平成26年度実施 町民意向調査結果より

項目	満足指数 (%)	評価指数 (%)
農業の振興	4.7	59.5

※満足指数：アンケート回答より「満足」＋「やや満足」の割合

評価指数： 「満足」＋「やや満足」＋「普通」の割合

(基本計画事業)

事業No	1				
事業名	広野町特産品創出支援事業	区分	新規	担当課	産業振興課
事業の概要	水稲中心の産業ではなく、大豆や麦などの生産を支援し特産品を創出することで、産業の活性化を図る。また、水田において販売を目的として作付された転作作物に対して各作物に単価設定を行い、補助金を交付する。				
年度別計画	28年度	事業調整及び体制の構築			
	29年度	(継続)			

事業No	2				
事業名	広野町景観形成作物奨励事業	区分	継続	担当課	産業振興課
事業の概要	稲作農家が水田営農活性化対策における水田の転作作物として作付けした次に掲げる作物の栽培・管理に要する経費として補助を行う。 (1) 菜の花 (2) れんげ (3) コスモス (4) ひまわり (5) ソバ (6) えごま (7) その他				
年度別計画	28年度	(継続)			
	29年度	(継続)			

事業No	3				
事業名	特別栽培米推進事業	区分	継続	担当課	産業振興課
事業の概要	補助金の交付対象米穀は、当該年産米穀のうち、全国農業協同組合連合会福島県本部などから認証を受けた米穀とし、補助金の額は、栽培面積に対し10アール当たり8,000円を限度とした額で交付する。				
年度別計画	28年度	(継続)			
	29年度	(継続)			

事業 No	4	(再掲)			
事業名	農業水利施設等保全再生事業（農山村地域復興基盤総合整備事業）	区分	継続	担当課	放射線対策課
事業の概要	ため池内の底質の汚染濃度分布を把握するための詳細調査を行い、調査結果に基づき、汚染濃度が高いため池について汚染拡散防止対策（底質の固化、被覆、除去など）を実施する。				
年度別計画	28年度	（継続）			
	29年度	（継続）			

事業 No	5				
事業名	県営事業：農山村地域復興基盤総合整備事業（中山間地域）	区分	新規	担当課	産業振興課（県）
事業の概要	ほ場整備事業を実施し、地域農業者の減少による農用地の荒廃を防ぎ、農業生産性の向上、担い手農家への農地集積の促進を図る。				
年度別計画	28年度	実施設計及び土地改良法手続き			
	29年度	工事着工			

【基本的取組の内容】

施策4 商業・サービス業の振興

(現状と課題)

- 商工会においては、震災前より購買力の流出や後継者不足などにより、地域商業の相対的な活力低下など厳しい環境にありましたが、町民の帰町の遅れや事業者自らも被災者であることなどから、さらに厳しい環境が続いています。
- 広野駅周辺の整備や役場前などへの公設商業施設の出店により、商業集積の期待が高まる一方で、既存事業者の経営環境も変化することが予想され、商業集積のメリットを活かすとともに、商業施設に負けない経営基盤を強化していくことが求められています。
- 町内の企業において、東日本大震災により被災した施設などの復旧・復興に対する支援策及び町内に新たに立地する企業に対する支援策として、国・県の補助事業などを活用できる環境を整えることで商機能の回復に努めて行く必要があります。
- 地域の課題を解決するような新しい起業形態として、NPO やコミュニティビジネスなどの展開が期待されるとともに、地域の復興・再生を目指す社団法人などの起業も見られつつあります。一方で、町内では支援及び受入体制が不十分であり、貸事務所などの物件を見つけることも困難な状況にあります。平成 28 年 3 月に完成した「広野みらいオフィス」など利便性の高い場所にレンタルオフィスを設けることで、起業・創業及び既存の事業者や事業者の事業支援となることが期待されます。

(町民の評価) ※平成 26 年度実施 町民意向調査結果より

項目	満足指数 (%)	評価指数 (%)
日頃の買物環境の整備	2.8	22.6
観光産業やコミュニティビジネス等、新たな産業づくり	2.3	40.7

※満足指数：アンケート回答より「満足」＋「やや満足」の割合

評価指数： " 「満足」＋「やや満足」＋「普通」の割合

(基本計画事業)

事業 No	1				
事業名	国・県による企業の復旧・復興支援制度の紹介	区分	継続	担当課	産業振興課
事業の概要	国、県の各種制度を紹介するなど、これらを活用・導入することにより資金支援や経営支援を実施する。				
年度別計画	28 年度	各種制度の紹介			
	29 年度	(継続)			

事業 No	2	(再掲)			
事業名	広野駅前及び商店街活性化事業	区分	継続	担当課	産業振興課
事業の概要	顧客流出などの商店街が抱える課題に取り組む事業を展開することで、地域住民へのサービス向上に繋げ、商店街の活性化を図る。				
年度別計画	28年度	(継続)			
	29年度	(継続)			

事業 No	3				
事業名	レンタルオフィスの設置及び斡旋	区分	新規	担当課	復興企画課
事業の概要	起業家や第二創業者の起業支援を行うため、駅東地区に整備されるオフィスビルなどに対して、レンタルオフィスなどの導入を促進し、入居希望者などへの情報提供を行う。				
年度別計画	28年度	レンタルオフィスの整備要請・確保、入居情報の提供			
	29年度	入居情報提供			

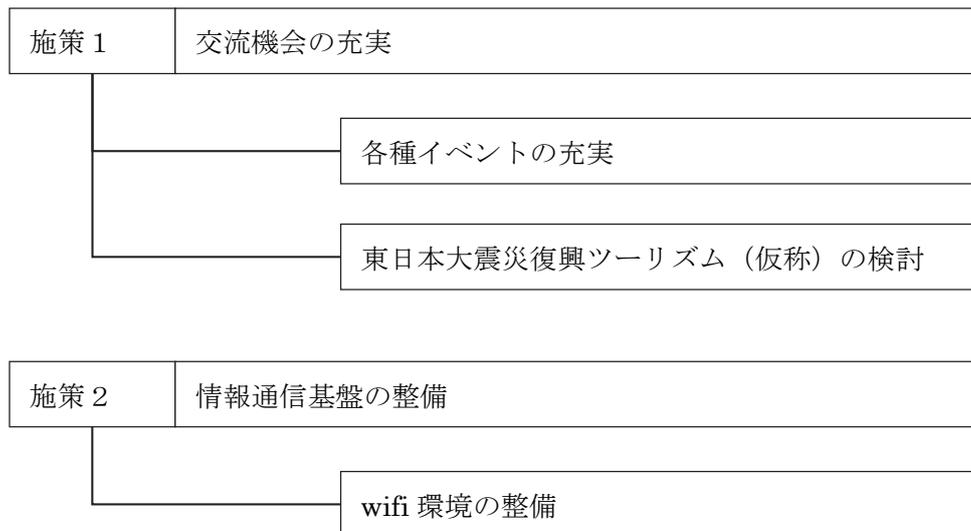
5. 社会の要請に応え活気と活力のあるまち

5-2 訪れたいくなる、住み続けたいくなる、愛着と誇りのあるまち

【施策の基本的取組の方向】

- 本町のシンボルでもある二ツ沼総合公園を震災以前にも増して魅力ある公園となるよう町民とともに環境整備を進めます。
- 「サマーフェスティバル」、「ふれあいフェスタ」、「ひろの童謡まつり」などをさらに魅力的なイベントとし、交流機会の充実を図ります。
- 防災及び復興を学ぶ教育研修ツーリズムの可能性を検討し、そのあり方について検討を行います。
- インターネットやスマートフォンなどの普及及びインターネットや SNS などの利用の増加に伴い、町内においても不便なく利用可能な情報通信基盤の整備に努めます。

【基本的取組の体系】



【基本的取組の内容】

施策 1 交流機会の充実

(現状と課題)

- ニツ沼総合公園は、震災後、福島第一原子力発電所事故の収束に向けた企業の活動拠点となり休園を余儀なくされていましたが、平成27年5月に公園内の仮設事務所棟が撤去され、芝生広場の復旧、サイクリング施設の修繕などが完了したことから公園全体のグランドオープンとなり、ふれあいフェスタやサマーフェスティバルなど、震災前に実施していたイベントを再開することができました。
- ニツ沼総合公園のリフレッシュ施設及び合宿の里などについては、設備の不備などにより現在利用ができない状況にあります。東京オリンピックなどの開催なども踏まえながら、利用者の需要、修繕の必要性などを検討しながら、再開時期を見据えていく必要があります。
- 「ひろの童謡まつり」は、童謡文化の普及及び全国へ「童謡のまち・ひろの」を広くPRしており、震災後は、避難者及び本町と縁の深い町外団体との交流の場となっています。今後はこれまでの歴史を継承しながら、より魅力ある事業としていくことが求められています。

(町民の評価) ※平成26年度実施 町民意向調査結果より

項目	満足指数 (%)	評価指数 (%)
都市間交流、国際交流の促進	3.7	63.0

※満足指数：アンケート回答より「満足」＋「やや満足」の割合

評価指数： " 「満足」＋「やや満足」＋「普通」の割合

(基本計画事業)

事業 No	1				
事業名	サマーフェスティバル	区分	継続	担当課	産業振興課
事業の概要	夏の祭典としてステージイベント、花火打上、地場製品の販売などを行い、町民同士のふれあいや町の商工産業の振興、町外からの来場者に対して町のイメージアップを図る。				
年度別計画	28年度	(継続)			
	29年度	(継続)			

事業 No	2				
事業名	ニツ沼ふれあいフェスタ	区分	継続	担当課	復興企画課
事業の概要	交流人口の増加と地域産業の活性化、地域住民の利用促進を図るため、子ども向けステージパフォーマンスショーや各出店者による飲食物・物産などのテント販売などを実施する。				
年度別計画	28年度	(継続)			
	29年度	(継続)			

事業 No	3				
事業名	ひろの童謡まつり	区分	継続	担当課	復興企画課
事業の概要	復興のシンボル事業として、避難者や町民同士の再開の場、心の復興の場となるひろの童謡まつりを実施する。町内の高校生などを実行委員会に参画させるなど、町民との協働による開催を目指す。				
年度別計画	28年度	(継続)			
	29年度	(継続)			

事業 No	4				
事業名	ふるさと広野館観光施設案内所設置事業	区分	新規	担当課	復興企画課
事業の概要	商工会や観光協会と連携し、町のシンボリックな存在である二ツ沼総合公園内にて、来場者に町内の施設（飲食店、宿泊施設、観光名所など）を紹介する案内所の設置及び広野名産物の展示、公園内施設の案内を行う。				
年度別計画	28年度	施設設置検討及び調整			
	29年度	(継続)			

事業 No	5				
事業名	二ツ沼総合公園の花いっぱい運動	区分	継続	担当課	復興企画課
事業の概要	二ツ沼総合公園を復興と交流のシンボルと位置づけ、町民と共に公園内に花の植栽を行う。				
年度別計画	28年度	(継続)			
	29年度	(継続)			

事業 No	6				
事業名	東日本大震災復興ツーリズム（仮称）の検討	区分	新規	担当課	復興企画課
事業の概要	東日本大震災及び原子力災害の教訓を活かし、防災及び復興を学ぶ教育研修を目的とするツアーの可能性やそのあり方について検討を行う。				
年度別計画	28年度	研修受け入れ体制の構築			
	29年度	(継続)			

事業 No	7				
事業名	「道の駅」の整備	区分	新規	担当課	全課
事業の概要	広野町の復興のシンボリックのひとつとして「道の駅」を整備する。道の駅の整備については、基本となる道路利用者への休憩機能、情報発信機能及び地域活性化に資する地域連携機能などの整備とともに、新たに防災機能を担う拠点となることから、整備手法及び整備後の維持管理運営など、関係各課との連携・調整を進めながら整備を行う。				
年度別計画	28年度	基本設計			
	29年度	基本設計（詳細設計）			

【基本的取組の内容】

施策2 情報通信基盤の整備

(現状と課題)

■本町では紙ベースの情報発信に加え、電子媒体として町の公式ホームページをはじめ、フェイスブックやツイッターなどの SNS ツールや動画サイトを活用した町イベントなどの情報発信を行っています。また、スマートフォンの普及に応えるため、町独自のスマートフォンアプリを開発しています。今後は、町民はもとより来町者も不便なく利用できるような wifi 環境など、通信環境の整備が求められています。

(基本計画事業)

事業 No	1				
事業名	情報発信体制の増強	区分	新規	担当課	総務課
事業の概要	幅広い広報体制の構築により、住民には町の状況の周知、町外には町を応援したくなるような情報を提供するため、町内公共施設にデジタルサイネージシステムを構築するとともに、無料の Wifi スポットを設置し、アクセスした際には必ず町のホームページにアクセスするような設定を行い、町の情報をより身近に感じられる環境を整備する。				
年度別計画	28 年度	広報ひろの電子ブック作成			
	29 年度	(継続)			

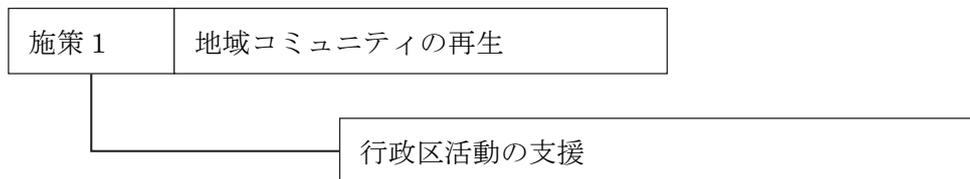
6. 顔の見えるネットワークやコミュニティがいきいきとしたまち

6-1 お互いが支えあう地域コミュニティがいきいきとしたまち

【施策の基本的取組の方向】

- 全町民が避難をした本町において、復興には帰還した住民のコミュニティ再生が不可欠であることから、行政区単位での会合や地域行事を支援します。
- 町民の地域コミュニティづくりに関する情報提供として、交流機会を図れる施設や活動の場の情報を提供し、町民が気軽に活動を始められるよう支援します。

【基本的取組の体系】



【基本的取組の内容】

施策1 地域コミュニティの再生

(現状と課題)

- 震災後は平成25年度より、地域コミュニティの再生支援として、参加人数一人当たり1,000円の補助をおこなっています。平成27年度からは一人当たり2,000円と増額しています。これまで、行政区の総会などに活用されていますが、今後は行政区内の交流会など、さらに多様な活用に広がることが期待されます。
- 町民の帰還を促すためにも、地域やそこに住む町民自らが地域コミュニティ再生・復興の姿を描き、魅力ある地域コミュニティづくりを進めていくことが重要となっています。そのような町民自らの活動に対して、情報提供を行うほか、積極的な支援を行うことが求められています。

(町民の評価) ※平成26年度実施 町民意向調査結果より

項目	満足指数 (%)	評価指数 (%)
行政区単位のコミュニティ活動	3.8	56.4

※満足指数：アンケート回答より「満足」＋「やや満足」の割合

評価指数： " 「満足」＋「やや満足」＋「普通」の割合

(基本計画事業)

事業No	1				
事業名	コミュニティ交流助成金	区分	継続	担当課	総務課
事業の概要	地区住民の親睦を図るとともに、地域コミュニティ再生に寄与することを目的とした会合に対し、参加者一人当たり2,000円の補助金を交付する。※申請者は行政区長のみ				
年度別計画	28年度	(継続)			
	29年度	(継続)			

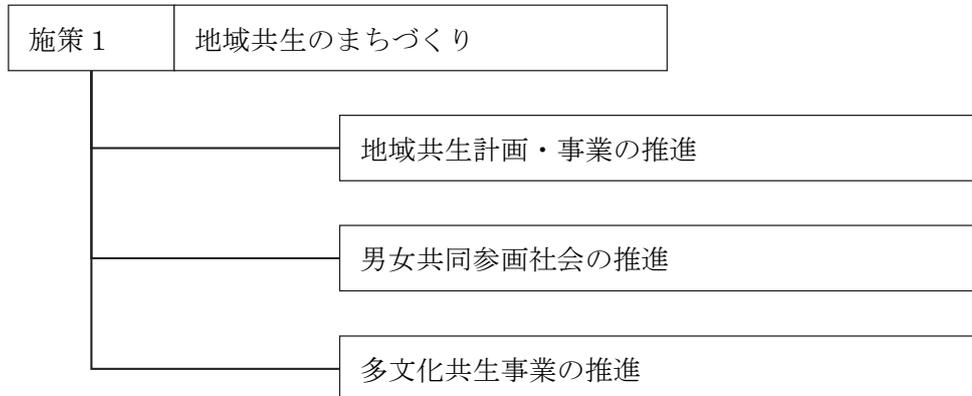
6. 顔の見えるネットワークやコミュニティがいきいきとしたまち

6-2 すべての町民が輝くまち

【施策の基本的取組の方向】

- 町内居住者及び双葉郡復興・再生に関わる多くの技術者・従業員と町民がお互いを尊重しあうことができるよう、ルールやマナーの徹底を図るとともに、お互いの不信感を無くすことで、本町を第二のふるさと感じてもらえるよう町民とともに楽しめる交流会やイベントなどの開催を検討します。
- 町民の行政参画を推進するとともに、社会の様々な分野に男女が対等なパートナーとして関わっていける環境づくりを目指し、全ての町民がそれぞれの「違い」を尊重し、一人ひとりが自分らしく「参画と協働による町民社会づくり」の主体として行動できるよう、関係機関との連携に努めます。
- 諸外国との交流を進め、町民の多文化に対する理解を高められるよう交流機会や教育機会の拡充を図ります。

【基本的取組の体系】



【基本的取組の内容】

施策1 地域共生のまちづくり

(現状と課題)

- 町内にはおよそ 3,000 名以上の作業員が居住しております。町民の生活環境に影響を与える事案も見受けられ、様々な問題を抱えています。今後も引き続き双葉郡復興・再生に関わる多数の作業員などが居住する実態は変わらないものと考えられます。したがって、生活のルールやマナーの徹底を図るとともに、お互いの不信感を無くし、作業員が本町及び町民と親交を深めることのできる機会を増やしていくことが重要です。
- 町民及び町内居住者の人権尊重と男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しや改善、男女の職業生活と家庭・地域生活の両立を支援すべく、平成 28 年度に広野町男女共同参画プランの見直しを行います。計画を基に、町民が安心して暮らすための環境整備を推進することで男女平等教育などの充実と意識の改革が図られることが期待されます。
- 「幸せな帰町・復興」をテーマに平成 27 年度より、国際フォーラムを開催しています。町内外及び海外からの参加者と被災地住民との交流を通して世界にも本町の実態を知っていただくとともに、諸外国の人々との交流を深めていくことが期待されます。

(町民の評価) ※平成 26 年度実施 町民意向調査結果より

項目	満足指数 (%)	評価指数 (%)
男女が等しく社会参加できる環境づくり	3.4	65.4
町民と行政との協働の機会、まちづくりの体制	5.5	57.6

※満足指数：アンケート回答より「満足」＋「やや満足」の割合

評価指数： " 「満足」＋「やや満足」＋「普通」の割合

(基本計画事業)

事業 No	1
事業名	男女共同参画事業などの推進 区分 継続 担当課 総務課
事業の概要	広野町男女共同参画プランを見直すとともに、男性の育児休暇取得や女性のワークライフバランスなど、女性の働きやすさや子育てと就業を両立するため、先進的な取組を行う企業や事業所を顕彰するなど、理解と取組の普及を促進する。
年度別計画	28 年度 (継続)
	29 年度 (継続)

事業 No	2
事業名	国際フォーラム 区分 継続 担当課 復興企画課
事業の概要	「幸せな帰町・復興」をテーマに町内外参加者が国際フォーラムの機会を活用し、研究者、海外招聘者とあらゆる立場、テーマから広野町、双葉郡、福島県全体の復興について考えるフォーラムを開催する。また、被災地住民との交流を重ねることにより親密な異文化交流に繋げる。
年度別計画	28 年度 (継続)
	29 年度 (継続)

計画の推進

1. 町民が主役で自ら参画するまちづくり

1-1 取組の考え方

地方分権とともに東日本大震災及び原子力災害からの一日も早い復興を果たすためには、町民と行政がまちづくりの方向性を共有し、その実現に向けて参加と協働によるまちづくりを進めることが重要です。また、町民の生活再建、復興に向けてのニーズも多様化かつ複雑化し、さらに緊急性を持って対応しなければならないことから、行政だけではきめ細かなサービスの提供を行っていくことが困難になっています。

さらに、今回の震災では、町民自らの自助や共助の重要性を改めて認識させられたことから、これらの仕組みづくりやコミュニティ活動が活発に行われるようなコミュニティ再建を支援する体制づくりに取組むとともに、町民自らが主体的に参画するまちづくりを進めていきます。

1-2 主な取組

■町民活動・地域コミュニティ活動を促進する支援機能の充実

既存の地域の活動団体はもとより、新たに活動に取り組む地域の自主的な町民活動の立ち上げや地域コミュニティ活動を一層活性化させるため、効果的・効率的な支援機能のあり方について検討を進め、支援策の充実を図ります。

コミュニティや生涯学習などの様々な活動拠点として利用されている公民館や集会所について、その機能や施設のあり方の検討を進め、地域コミュニティ活動の拠点としての活用促進を図ります。

■積極的な町の情報提供

個人情報保護について十分な配慮をしながら、町民との情報の共有を推進するため、広報、ホームページ、ツイッター、フェイスブックなど、様々な広報メディアを活用して町民に必要な情報を迅速かつ的確に提供します。

2. 新たな行政課題に対応できる役場づくり

2-1 取組の考え方

限られた人材・財源の中で、復旧・復興事業とともに、多様化・複雑化する町民ニーズに迅速かつ的確に対応していくためには、職員一人ひとりが自らの能力を最大限発揮することや適材適所の配置による組織づくりを行っていくことが重要です。

町では、職員の育成や意識改革、士気の向上、メンタルヘルスなどに取組み、質の高い町民サービスの提供に努めていきます。

また、今後も ICT（情報通信技術）などの活用による業務の効率化を進め、限られた時間の中で着実に成果が出せるような職場環境づくりにも取り組んでいきます。

さらに「社会保障と税の一体改革」に合わせ導入される「マイナンバー制度」についても、行政の効率化、町民の利便性の向上など、行財政改革への活用が期待されるため、安全な利用について留意しながら、その活用を促進していきます。

さらに、災害対応などの広域的な行政課題に対応するため、他自治体との連携を推進していきます。

2-2 主な取組

2-2-1. 組織体制の整備

■効率的で機能的な組織づくり

町民に分かりやすく、行政ニーズに対応した簡素で効率的な組織体制を常に整えると同時に、新たな行政課題に迅速かつ的確に対応するため、組織横断的な連携強化を図ります。

また、災害時においても必要な業務が円滑に遂行できるよう、事業継続計画（BCP）などの策定を進め、これらを踏まえた職員研修を行うなど、組織的な危機管理能力を高めます。

2-2-2. 人材育成

■人材の確保・育成

職員の計画的な人事ローテーションや政策法務能力の向上など、専門性を有する人材育成に資する環境づくりを推進していきます。

職員の人材育成においては、日常の職場内研修と、職員の職務経験や昇任段階に応じた能力を習得させる職場外研修を効果的に組み合わせるなど、効果的な研修の実施を行います。

2-2-3. 情報共有化

■ICTの活用による業務効率化

職員のICT（情報通信技術）活用能力の向上に努め、業務の効率化を図り、限られた時間の中で着実に成果が出せるよう取り組んでいきます。

■マイナンバー制度の活用促進

「マイナンバー制度」についても、行政の効率化、町民の利便性の向上など、行財政改革への活用に資するよう、安全な利用とその活用を促進していきます。

2-2-4. 近隣自治体などとの連携・協力

■近隣自治体との連携・協力の推進

いわき市や今後、帰還が進む檜葉町や富岡町など、町民の日常生活や復興に向けて共通する課題や目的を同じくする近隣の自治体との連携や交流を促進し、町民サービスの向上を図ります。

■災害時における姉妹都市などとの連携・協力の推進

災害時応援協定を結ぶ静岡県伊東市、埼玉県三郷市、福島県小野町との交流・連携を継続するとともに、東日本大震災における避難所や各種支援の受入の経験を踏まえ、災害対応能力の向上を図るため、災害時における他自治体との広域的な連携のあり方について検討を進め、提携などの連携・協力体制の構築を図ります。

3. 計画的な行政の推進

3-1 取組の考え方

将来にわたり、さまざまなニーズや課題に対応し安定した町民サービスを提供していくためには、施策や事業の執行にあたっては、「選択と集中」を図りながら、計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－改善・見直し（Action）のマネジメントサイクルにより、限られた経営資源を計画的かつ効果的・効率的に活用し、計画・行財政改革・予算が一体となった行財政運営を推進します。

3-2 主な取組

3-2-1. 基本計画の策定・推進

■基本計画の見直し

定期的な基本計画の見直しを行うとともに、社会動向や時代の要請などに対して、適宜、施策や事業の見直しを行うなど柔軟な対応を行います。

3-2-2. 健全な財政運営と不断の行財政改革

■財政規律ガイドラインの検討とこれに基づく財政運営

限られた財政状況の中、引き続き増加が見込まれる復興関係経費や社会保障関係経費など、様々な行政需要に対応するため、「広野町財政の健全性維持のためのガイドライン（財政規律ガイドライン）」などの検討を急ぎ、これらに基づいた財政構造の改善など、財政の健全性の維持・向上に継続的に取り組みます。

3-2-3. 行政評価による行財政運営

■PDCA マネジメントサイクルによる行財政運営

PDCA マネジメントサイクルに則り、前年度の施策・事務事業について執行状況、事業目的に対する評価を行い、見直し、改革・改善していくことで、質の高い町民サービスの提供につなげるとともに、評価結果を諸計画の進行管理や予算編成に活用するなど、効果的な町政経営の実現を図ります。

■行政評価システムなどの導入

行政評価支援システム、事務事業評価システムの導入に向け、職員研修を行うとともに、行政評価システムと財務会計システムと連動させるなど、施策・事業の実効性を高め、更なる効率化・簡素化を図ります。

資料編

第五次広野町町勢振興計画策定経過

開催日	経過等		
平成 26 年 7 月 24 日	第 1 回まちづくり会議	基本構想の検討 	
8 月 21 日 ～9 月 3 日	まちづくりアンケート		
9 月 19 日	第 2 回まちづくり会議		
10 月 1 日	第 1 回庁内ワーキンググループ会議 (H26)		
10 月 3 日	第 3 回まちづくり会議		
10 月 17 日	第 4 回まちづくり会議		
10 月 31 日	第 5 回まちづくり会議		
11 月 27 日	第 2 回庁内ワーキンググループ会議		
12 月 18 日	第 3 回庁内ワーキンググループ会議		
平成 27 年 1 月 15 日	第 6 回まちづくり会議		
2 月 12 日	第 7 回まちづくり会議		
3 月 19 日	第 4 回庁内ワーキンググループ会議		
7 月 28 日	第 1 回庁内ワーキンググループ会議 (H27)		基本計画の検討 
9 月 25 日	第 2 回庁内ワーキンググループ会議		
11 月 17 日	第 3 回庁内ワーキンググループ会議		
11 月 30 日	第 4 回庁内ワーキンググループ会議		
12 月 7 日	第 5 回庁内ワーキンググループ会議		
12 月 10 日	第 1 回策定委員会（課長等会議）		
12 月 17 日	第 6 回庁内ワーキンググループ会議		
12 月 24 日	第 7 回庁内ワーキンググループ会議		
平成 28 年 1 月 14 日	第 8 回庁内ワーキンググループ会議		
1 月 20 日	第 2 回策定委員会（課長等会議）		
2 月 15 日	総務文教常任委員会 産業厚生常任委員会		
2 月 19 日 ～3 月 18 日	パブリックコメント		
2 月 22 日	総合振興計画審議会設置及び第 1 回審議会 （諮問）		
2 月 29 日	第 2 回審議会		
3 月 25 日	第 3 回審議会（答申）		

まちづくりアンケート調査

「第五次広野町町勢振興計画」並びに「国土利用計画（第二次）」の策定にあたり、町民を主体に「広野まちづくり会議」を組織し、計画策定に参画して頂きました。

会議では、本町のまちづくりについて、広く意見や提案を収集し、本町の復興や新たなまちづくりに活かすことを目的に、アンケート調査を実施しました。

【アンケート概要】

① 調査対象

広野町に住民票を置く 18 歳以上 4,390 名

② 調査期間

平成 26 年 8 月 21 日～9 月 3 日（締切日）

③回収数

916 票 （回収率 20.9%）

まちづくりアンケート

広野町の復興のためにご意見をお聞かせください。

町民の皆様におかれましては、震災後、ご不便とご不安の中、日々を送られていることと存じます。

さて、広野町では新たに「広野町町勢振興計画」並びに「国土利用計画」を策定することとしており、この度、「広野まちづくり会議」を組織し、計画策定に対し町民として参画していくこととなりました。

お送りさせて頂きました「まちづくりアンケート」は、町民の皆様より、日頃の実感とともに、広野町のまちづくりについて、広くご意見や提案を頂き、広野町の復興や新たなまちづくりに活かしていきたいと考え実施するものです。何卒本調査にご協力頂きますようお願い申し上げます。

平成 26 年 8 月
広野まちづくり会議

町民の評価について

第五次広野町町勢振興計画 基本計画における町民の評価指標は、平成26年8月に広野まちづくり会議にて実施したまちづくりアンケートの結果をもとに作成しています。

まちづくりアンケートでは、施策や事業を7つに区分し、それぞれ以下の項目について、満足度・重要度について質問を行い、結果を数値化しています。基本計画では満足指数として満足割合(%)を、評価指数として満足+普通(%)を採っています。

問 現在の満足度と今後の重要度について

分野	項目	満足度	重要度	満足割合(%)	満足+普通(%)
安全・安心について	1. 災害に対する防潮堤や避難道路の整備、施設の耐震化等	-0.414	1.275	10.4	54.5
	2. 災害に対する地域の支え合いの仕組み、地域の繋がり等	-0.571	1.139	5.3	48.3
	3. 消防・救急体制	-0.215	1.291	12.1	65.0
	4. 地域での防犯活動	-0.292	1.194	13.5	59.2
	5. 交通安全への取組	-0.234	0.908	8.6	66.8
	6. 消費生活に関する情報や相談体制	-0.534	0.891	4.8	50.8
	7. 住宅地・農地の除染	-0.684	1.196	9.0	41.6
	8. 山林の除染	-0.910	1.138	5.0	34.5
	9. 震災・原発事故に対する補償や賠償等	-1.141	1.280	5.0	25.4
都市環境、生活環境について	10. 身近な自然環境や景観の保全	-0.408	0.876	5.6	58.3
	11. 環境共生の取組(学習や研修)	-0.289	0.704	4.1	63.8
	12. ユニバーサルデザインのまちづくり	-0.401	0.742	4.0	58.4
	13. 道路の整備	-0.300	0.935	10.4	60.8
	14. 公園や緑地の整備	-0.425	0.840	6.6	57.0
	15. 住宅・住宅環境の整備	-0.452	0.977	5.8	55.2
	16. 上下水道の整備	0.009	0.939	17.7	71.8
	17. JR常磐線やバスの利用しやすさ	-0.593	0.962	5.9	47.6
	18. JR広野駅周辺の整備	-0.423	0.858	6.7	56.3
	19. ゴミの収集・リサイクル	-0.198	0.908	13.4	64.3
健康・福祉について	20. ゴミ減量化への取組	-0.250	0.842	7.5	66.2
	21. 健康づくりや病気の予防	-0.235	1.123	9.3	66.5
	22. 病院や診療所等の医療体制	-0.885	1.536	6.3	31.2
	23. 放射線に関する健康管理の実施	-0.462	1.167	7.6	54.4
	24. 子育て支援や環境の整備	-0.480	1.211	5.5	54.4
	25. 高齢者の自立支援	-0.461	1.123	5.8	55.6
	26. 障がい者(児)の生活・自立支援	-0.435	1.023	3.6	57.0
人づくり・教育・芸術・文化について	27. 学校と家庭、地域の連携	-0.259	0.974	5.3	63.1
	28. 幼稚園、小・中学校の教育環境整備	-0.284	1.063	6.8	60.8
	29. 生涯学習の情報や機会の充実	-0.247	0.719	5.2	65.2
	30. スポーツ活動の充実	-0.232	0.637	5.8	66.4
	31. 町民の芸術文化の振興	-0.163	0.483	4.8	71.5
	32. 歴史や伝統の保護	-0.171	0.567	4.7	71.0
	33. 農業の振興	-0.326	0.822	4.7	59.5
産業の振興について	34. 林業の振興	-0.386	0.704	3.2	58.5
	35. 廃炉関連企業等の立地促進	-0.524	0.865	4.0	50.0
	36. 日頃の買物環境の整備	-1.178	1.460	2.8	22.6
	37. 駅周辺のにぎわい	-0.897	1.065	2.4	33.2
	38. 観光産業やコミュニティビジネス等、新たな産業づくり	-0.726	1.022	2.3	40.7
	39. 働く場の確保	-0.805	1.251	3.1	37.2
コミュニティ、交流について	40. 行政区単位のコミュニティ活動	-0.471	0.674	3.8	56.4
	41. 男女が等しく社会参加できる環境づくり	-0.297	0.573	3.4	65.4
	42. 都市間交流、国際交流の促進	-0.308	0.482	3.7	63.0
町民参加、協働について	43. 町民と行政との協働の機会、まちづくりの体制	-0.413	0.966	5.5	57.6
	44. 広報誌やホームページ等による町情報の発信、情報内容の充実	-0.143	0.956	14.8	66.4
	45. 役場窓口の対応、サービスの充実	-0.321	1.095	13.1	59.7
	平均値	-0.441	0.966	6.6	55.4

満足度 = ((「満足」回答割合×2) + (「やや満足」回答割合×1) + (「やや不満」回答割合×1) + (「不満」回答割合×2)) ÷ 上記の回答数合計

重要度 = ((「重要」回答割合×2) + (「やや重要」回答割合×1) + (「あまり重要でない」回答割合×1) + (「重要でない」回答割合×2)) ÷ 上記の回答数合計

満足欄は「満足」回答割合 + 「やや満足」回答割合

満足+普通欄は「満足」回答割合 + 「やや満足」回答割合 + 「普通」回答割合

満足度の網掛けは平均値を下回る項目、重要度は平均値を上回る項目、

赤線囲いは平均に対して、満足度が低く、一方で重要度が高いと考えている項目

満足+普通欄の網掛けは50%を下回る項目

広野町総合振興計画策定要綱

第1 計画の策定

広野町総合振興計画（以下「計画」という。）の策定は、この要綱に定めるところによる。

第2 計画策定の基本方針

(1) 計画の目的

豊かで、活力と潤いのある新しい時代の町づくりを推進するため、広い視野から長期展望に立った総合的な計画を樹立する。

(2) 計画年次

計画年次は、次のとおりとする。

- ① 目標年次 西暦 2025 年（平成 37 年）を目標年次とする。
- ② 初年次 平成 28 年度を計画の初年次とする。
- ③ 資料の基準年次 計画策定に使用する基礎資料は、最新のものとする。ただし、国勢調査に関する資料は、平成 7 年、平成 12 年、平成 17 年及び平成 22 年のものとする。

(3) 計画の構成

この計画は、基本構想及び基本計画の 2 つの構成とする。

- ① 基本構想 町の歴史、自然条件を踏まえ理想に満ちた町の将来像を描く。
- ② 基本計画 基本構想に基づき、計画の目標及び基本政策の内容を明らかにする。

第3 計画の期間

基本構想は 10 年間を目標とする。基本計画は広野町復興計画（第二次）の目標年次（前期復興期（平成 29 年度）、後期復興期（平成 33 年度））に計画の内容を見直す。

第4 計画策定の推進体制

- (1) 計画の策定を円滑にするため、庁内に「三役会議、策定委員会及びプロジェクトチーム」を設置する。この構成は、町長、副町長、教育長及び各課等の長並びに町長が委嘱したプロジェクトチームをもって構成する。
- (2) 計画策定に当たり、専門的立場から指導助言を得るため、学識を有する方々に協力を依頼する。
- (3) 計画内容に広く町民の意志を反映させるため「広野町総合振興計画策定協議会」及び「広野町総合振興計画審議会」を設置する。

第5 計画策定の手続き

計画策定の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 基本方針の決定
- (2) 基礎調査の実施
- (3) 資料の収集
- (4) 素案の作成
- (5) 調整検討
- (6) 審議会に関する諮問
- (7) 計画案の決定

第6 計画策定に必要な事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

広野町総合振興計画審議会規則

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、広野町の総合振興計画等の策定に関し、町長の諮問に応じ調査審議を行うため、総合振興計画審議会の設置及び施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 広野町に広野町総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(審議事項)

第3条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 広野町総合振興計画の策定に関する事項
- (2) 広野町土地利用計画の策定に関する事項
- (3) その他、町長が総合的な企画立案上必要と認める事項

(組織)

第4条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 関係行政機関及び団体の役職員

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところとする。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、必要に応じ、有識者から意見を聴くことができる。

(謝礼)

第8条 広野町総合振興計画審議会委員の謝礼は、日額6,000円とする。ただし、会議等に要した時間が4時間未満の場合には、日額4,000円とする。

(事務局)

第9条 審議会の事務は、復興企画課が処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は町長が定める。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年6月24日規則第15号)

この規則は、平成6年7月1日から施行する。

附 則 (平成7年12月27日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の広野町総合振興計画審議会規則の規定は、平成7年4月1日から適用する。

附 則 (平成15年3月24日規則第19号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月30日規則第19号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月26日規則第3号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規則第9号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

広野町総合振興計画審議会委員名簿

◎会長 ○副会長

氏 名	役 職 名
◎ 黒 田 政 徳	広野町議会議長
北 郷 幹 夫	広野町議会副議長
遠 藤 浩	広野町議会総務文教常任委員会委員長
小 磯 利 雄	広野町議会産業厚生常任委員会委員長
渡 邊 正 俊	広野町議会運営委員会委員長
塩 史 子	広野町議会広報委員会委員長
根 本 修 行	広野町教育委員会委員長
山 本 明 吉	広野町商工会副会長
○ 矢 内 光 正	広野町消防団団長
八 巻 い み 子	広野町消防団婦人消防隊長
根 本 衛	広野町社会福祉協議会副会長
木 幡 綾 子	広野町婦人会会長
遠 藤 健 太 郎	広野町文化協会会長
田 村 弘 一	広野町社会教育委員会議長
志 賀 健 夫	広野町都市計画審議会会長
米 山 正 彦	広野町国民健康保険運営協議会会長
鈴 木 利 令	広野町農業委員会会長
青 木 隆	広野町振興公社社長
矢 口 浩 二	東京電力(株)広野火力発電所副所長
西 本 由 美 子	NPO法人ハッピーロードネット理事長
鈴 木 正 範	NPO法人広野みかんクラブ理事長
賀 澤 正	NPO法人浅見川ゆめ会議事務局長
松 本 登 志 枝	NPO法人劇団ぼっぼ代表
磯 辺 吉 彦	広野わいわいプロジェクト事務局長

広野町総合振興計画策定協議会委員名簿

まちづくり会議		プロジェクトチーム
委員	赤 津 清	猪 狩 裕 一
委員	阿 部 理 恵	岡 修 一
委員	飯 島 伸 芳	加 賀 博 行
委員	猪 狩 明 子	北 郷 恵 子
委員	犬 塚 富 佐 子	鯨 岡 圭 介
委員	大 越 直 美	鯨 岡 公 一
委員	大 和 田 幸 弘	鯨 岡 晋 悟
委員	木 幡 昭 幸	鯨 岡 祐 紀
委員	鈴 木 す み	黒 田 泰 将
委員	田 村 弘 一	佐 藤 和 也
委員	中 島 徹	志 賀 裕 一
委員	西 本 久 雄	鈴 木 亮
委員	根 本 賢 仁	新 妻 有 貴
委員	松 岡 洋 文	根 本 忠 幸
委員	馬 上 直 子	根 本 美 江
委員	馬 上 義 幸	芳 賀 弘 美
委員	横 田 和 希	林 澄 子
委員	渡 辺 克 幸	松 本 記 美 子
広野まちづくり応援団 福島工業高等専門学校	芥 川 一 則	松 本 嘉 子
		横 山 正 文
		渡 辺 幸 貴

28 広企第59号
平成28年2月22日

広野町総合振興計画審議会
会長 黒田 政徳 様

広野町長 遠藤 智

第五次広野町町勢振興計画および広野町国土利用計画（第二次）の策定について
（諮問）

このたび、平成28年度を初年度とし平成37年度を目標年次とする第五次広野町町勢振興計画および広野町国土利用計画（第二次）を、次のとおり定めたいので貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 第五次広野町町勢振興計画（案）
 - (1) 基本計画

- 2 広野町国土利用計画（第二次）（案）

答 申 第 1 号
平成28年3月25日

広野町長 遠 藤 智 様

広野町総合振興計画審議会
会 長 黒 田 政 徳

第五次広野町町勢振興計画及び国土利用計画（第二次）の策定について（答申）

平成28年2月22日付28広企第59号をもって諮問のあった第五次広野町町勢振興計画（案）及び国土利用計画（第二次）（案）について慎重に審議した結果、適当なものと認めます。この計画に基づく施策の実施に当たっては、審議過程における意見を十分配慮されるよう希望します。

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。